

# 第9次土浦市総合計画 (素案)

土浦市

# 目次

## 序論 01

---

第1節	計画策定の趣旨	02
第2節	計画の構成と期間	03
第3節	計画の進行管理	04

## 基本構想 05

---

序章		06
第1節	社会経済情勢等の変化	06
第2節	本市の現状	08
第3節	本市の現状を踏まえた課題の取りまとめ	26
第1章	まちの将来像	29
第1節	将来像	29
第2節	人口の見通し	30
第3節	土地利用の考え方	32

---

### (次回以降の検討部分)

#### 第2章 基本目標

リーディングプロジェクト

カテゴリーⅠ 「守る」「安全」「安心」「防犯」

カテゴリーⅡ 「魅力」「イベント」「観光」「ブランド」「自然」「歴史」「文化」

カテゴリーⅢ 「しごと」「就業」「産業」「商業」

カテゴリーⅣ 「ひと」「教育」「子育て」「人口減少」「少子化」

カテゴリーⅤ 「福祉」「平等」「人権」「多様化」「社会保障」「高齢者」「障害者」

カテゴリーⅥ 「行財政」「市民サービス」「まち」「基幹インフラ」

# 序 論

# 序論

## 第1節 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の趣旨

本市は、平成30(2018)年に策定した第8次土浦市総合計画に基づき、「水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦」の実現を目指し、「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり、行財政改革の推進と市民サービスの向上の2つを計画推進の基本姿勢に位置付け、市民や団体、NPOなどと共に、これまでより一歩進んだ協働によるまちづくりと、効率的で無駄のない行財政基盤を確立させることによる、持続可能なまちづくりを進めているところです。

しかしながら、今日、我が国においては、明治32(1899)年の統計開始以来、年間の出生数が初めて90万人を割り込むなど、少子化が予想を超えるスピードで進行しています。また、経済のグローバル化や地球規模での環境問題の顕在化、ICT社会の進展など、社会構造そのものが大きな転換期を迎えており、本市を取り巻く社会経済情勢は急激に変化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、これまで培ってきた社会の在り方や価値観、また、行動様式を根本から覆すような劇的な変化をもたらしており、市民の生活や地域の経済活動はもとより本市の財政状況への影響は計り知れないことから、市政運営も、感染症収束後の社会形態を見据えたものに迅速に変化させていかなければなりません。

一方で、平成27(2015)年9月に、国連において開催されたサミットにおいて、全会一致で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」という理念の下、持続可能で多様性と包摂のある社会の実現のため、令和12(2030)年を年限とする17の国際目標が掲げられており、本市においても、SDGsの理念・考え方を十分に踏まえ、様々な評価軸を組み込んだ上で、各施策・事業を推進していく必要があります。

このようなことから、現計画の期間内ではあるものの、改めて、時代の潮流を見定めた上で、社会経済情勢のあらゆる変化に柔軟かつ的確に対応するとともに、市民の誰もが個性と多様性を互いに尊重し、それぞれの夢や希望がかない、誰もが生きがいを感じ、その人らしく暮らせるまちづくりを実現するため、令和4(2022)年度を初年度とする新たな総合計画を策定するものです。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置付けられる計画として、今後とも長期的な展望に立った計画的な市政運営を行うための総合的な計画となります。

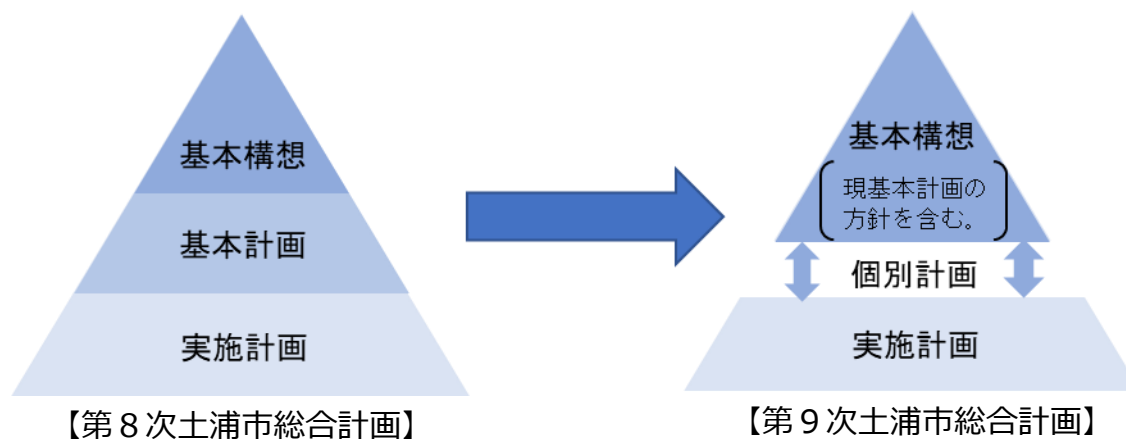
具体的には、社会経済情勢等の変化に的確に対応し、市勢の一層の発展を図るため、本市の目指すべき将来の姿とそれを実現するための施策の方向を明らかにし、将来のまちづくりの指針とするとともに、令和4(2022)年度からの総合的かつ計画的な市政運営のための基本方針とするものです。

## 第 2 節 計画の構成と期間

### (1) 総合計画の構成

第 8 次土浦市総合計画では、構成を「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の 3 層構造としていますが、基本計画については、5 年ごとの見直しとなり、社会経済情勢の急激な変化に柔軟に対応できず、また、個別計画との峻別が曖昧になるなどのデメリットもありました。

このようなことから、第 9 次土浦市総合計画の構成については、昨今の社会経済情勢の目まぐるしい変化にいち早く対応できるよう、基本構想及び実施計画の 2 層構造の体系とし、基本計画については、現計画の方針に該当する部分を基本構想に含めた上で、各分野の個別計画に置き換え、基本構想と実施計画を接続する役割を担わせるものとします。



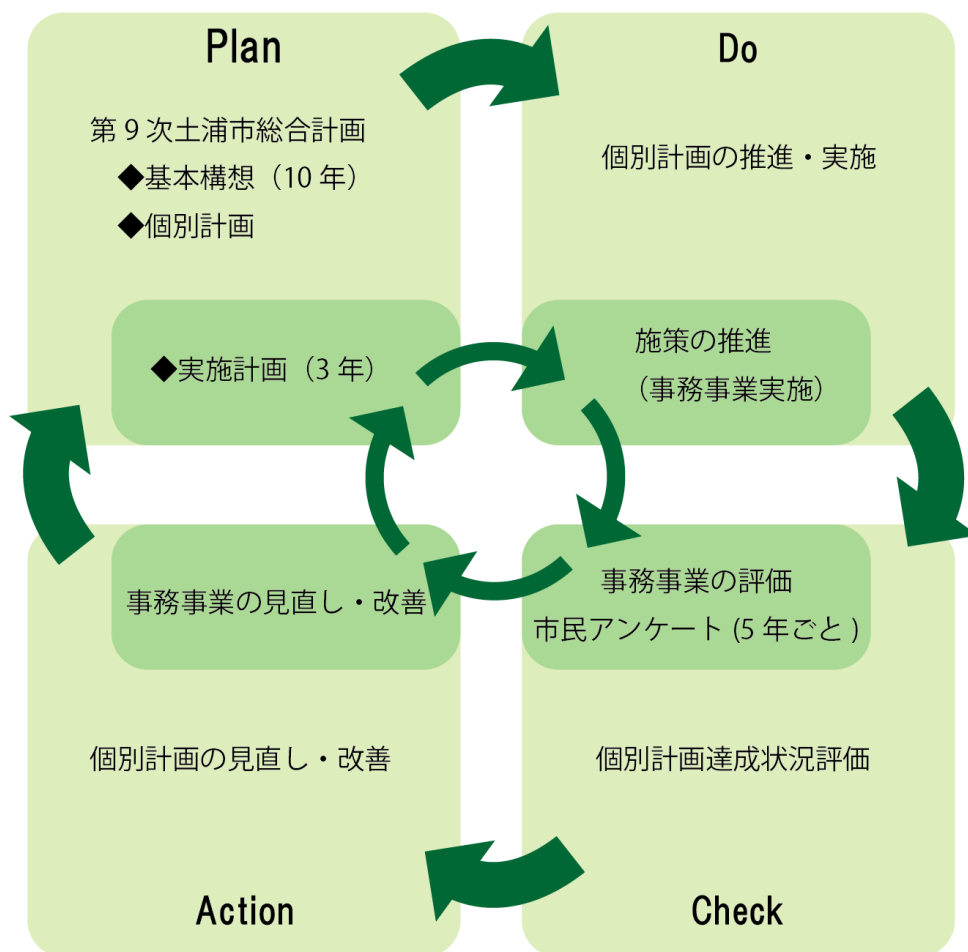
### (2) 総合計画の期間

基本構想の期間は、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間とします。また、実施計画は基本構想に掲げた施策を実現する個別計画を具現化するための計画であり、計画期間は 3 年間とします。さらに、計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度、ローリング方式による見直しを行います。

令和 3 年度	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)	6 年度 (2024)	7 年度 (2025)	8 年度 (2026)	9 年度 (2027)	10 年度 (2028)	11 年度 (2029)	12 年度 (2030)	13 年度 (2031)	14 年度 (2032)
	基本構想（構想期間 10 年間）										
	10 カ年事業実施計画（計画期間 10 年、以後計画期間 3 年で毎年見直し策定）										
	実施計画										
		実施計画									
			実施計画								

### 第3節 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCA サイクルによる進捗管理と着実に計画の進展に向けた改善を行います。施策に対しては可能な範囲で「指標」と指標に対する「目標値」を設定し、目標に対する達成状況を、事務事業評価や市民満足度調査（アンケート）などを通じて確認します。目標達成が十分でない場合、取り巻く環境変化も踏まえ、事務事業の内容や目標値の見直し及び改善を検討し、計画の着実な推進を図ります。



PLAN (計画)	DO (実施・実行)	CHECK (点検・評価)	ACTION (処置・改善)
政策目標の設定、施策・事業目標の設定	施策・事業の予算化・実施	目標指標の達成状況調査、市民アンケート等による施策・事業の評価・効果測定の実施	事業評価・効果測定結果を踏まえて、事業の見直し・改善を実施

# 基本構想

# 序章

※現段階では、国白書等を基に内容を箇条書きで記載しています。今後、掲載内容につき、検討を進め、文章化していきます。

## 第1節 社会経済情勢等の変化

### (1) 新型コロナウイルス感染症の流行とその影響

- ・ 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行。
- ・ 緊急事態宣言の発令。ワクチン接種や3つの密の回避など様々な対策の実施。
- ・ 社会への様々な影響。
  - －イベントの中止・移動の自粛。観光、飲食への大きな打撃。
  - －婚姻・出生数の減少。人口減少が加速。
  - －リモートワークに代表される多様な働き方・ライフスタイル。「新たな生活様式」
  - －ICT技術を活用した具体的な社会サービスの提供。社会のデジタル化。
  - －世界的な財政支援の増加により投資環境は好調。
  - －グローバル化の行き過ぎによるリスク増大への反省。グローバル化は軌道修正。
  - －エッセンシャルワーク（医療・福祉、流通、生活衛生など社会生活の維持に不可欠な仕事）に注目。

### (2) 人口減少・少子高齢化の進行

- ・ 日本の総人口は2008年の1億2,808万人をピークに減少。
- ・ 2050年には生産年齢人口は、2015年の約7,730万人から、約5,280万人に減少。
- ・ 今後人口減少は加速し、2040年頃には毎年約90万人が減少。
- ・ 生産年齢人口の減少幅は増大、サービスの提供や地域の経済活動の制約要因となる。
- ・ 人口減少により、就業人口の不足が懸念。
- ・ 総人口に占める高齢者の割合は、2015年の約27%から、約38%に増加する見込み。
- ・ 人口減少や超高齢社会は、経済活動の縮小、地域コミュニティの崩壊、社会生活基盤の劣化などが懸念
- ・ 少子高齢化を受け、教育環境充実による人材育成や介護福祉の見直しなどが必要。

### (3) 安心安全なまちづくりの必要性

- ・ 自然災害の頻発・激甚化：土砂災害は、2010年以降は、1990～2009年の約1.5倍に増加
- ・ 南海トラフ地震、首都直下地震は30年以内に70%以上の確率で発生。
- ・ 大規模災害は都道府県の区域を越えた広域課題（大規模停電（ブラックアウト等））。
- ・ 地球温暖化で今後気象災害のリスクが高まる予測。
- ・ 「気候変動」から「気候危機」へ（20年間の気候災害による被害額は以前の2.5倍）。
- ・ 国は、首都直下地震等の切迫性を踏まえ東京一極集中の是正に取り組むこととしている。
- ・ 災害被害の最小化等に備え、インフラの予防的補修や計画的更新が必要。

### (4) 地球環境問題の深刻化

- ・ SDGsに向けた取組の加速化。



- ・ 生物多様性の損失。100万種の生物が絶滅の危機。
- ・ 地球温暖化：日本の気温上昇、気象現象の変化
- ・ 日降水量 200mm 以上の年間日数：2倍以上
- ・ 世界の温室効果ガス排出量は増加、日本は5年連続削減。
- ・ 2020年からパリ協定本格運用開始。
- ・ 海洋プラスチックごみによる汚染。2050年までに追加的な汚染ゼロを目指す。

## (5) ICT 技術による社会のデジタル化

- ・ 日常生活のオンライン化：教育・交流・行政手続等でのオンライン化導入。セキュリティ確保等による適正な普及。
- ・ 2020年に5Gが実用化。通信速度は30年で約10万倍。
- ・ 世界のMaaS市場は途上国を中心に拡大。
- ・ Society 5.0の到来を始め、今後も予想できない新たな技術が登場する可能性。
- ・ IoTであらゆるモノと人が即時につながれば、人材不足や距離、年齢等の制約による課題解決の可能性。
- ・ 利用者が少ない地方も含め、技術を活用できる人材の育成や、設備整備が課題。
- ・ テレワーク、ウェブ会議等のデジタル技術を活用した人とのつながりが、経済、医療、教育等の分野において社会経済活動の継続に大きな効果を発揮。社会のデジタル化は、感染症収束後の「新たな日常」においても一層重要となる。
- ・ AI、ビッグデータ、IoT等の社会実装による人口減少・高齢化、エネルギー・環境制約など様々な社会課題の解決を目指す「Society5.0」の実現。

## (6) 価値観の多様化を受けた社会の再構築

- ・ 新しい働き方、テレワークの急速な普及。
- ・ 就業者数の長期的な減少は不可避。女性・高齢者の就業率の一層の向上とともに、労働力の最適配置などによるポテンシャルの上げが重要。
- ・ 多様な働き方の実現による持続的な成長に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性が働きやすい環境、子どもを産み育てやすい環境などが必要。
- ・ 人口減少、三世帯世帯の減少、血縁・地縁・社縁の弱まり。
- ・ 地域社会の縮小も見込まれる。誰も孤立させないことを目的とする取組も広がる。
- ・ 高齢化率は1980年9.1%から2019年に28.4%まで上昇。
- ・ 人生100年時代が射程。健康寿命が延伸。ライフステージに応じた働き方、就労と学びなど生き方の選択を支える環境整備が重要。
- ・ 外国人の増加による多文化共生等の新たな人権上の課題。
- ・ 女性、高齢者、外国人など多様な人材が活躍できる社会づくり。

## (7) 行財政改革の推進

- ・ コロナ禍による財政支出増・税収減少懸念。財政への影響は不可避。
- ・ インフラの老朽化。長寿命化に向けた取組の必要性(ストックマネジメントの推進)。
- ・ 多様化する行政へのニーズに対応。
- ・ 地方分権の推進。→広域連携の推進による新たな経済・生活圏の形成が必要。

## 第2節 本市の現状

### (1) 概況（歴史、地勢等）

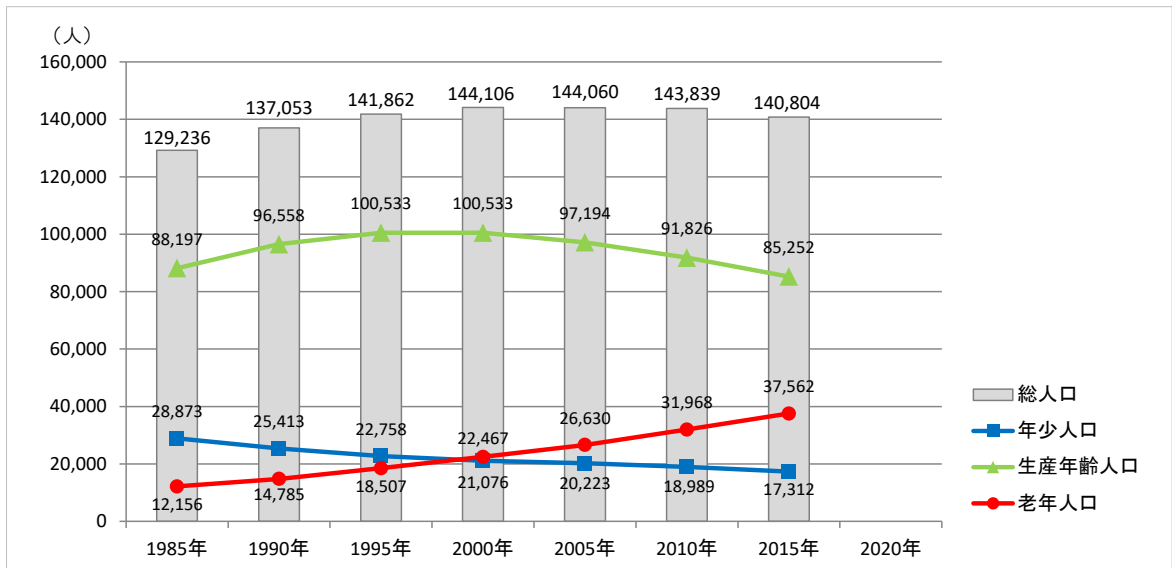
- ・ 本市は、東に我が国第二の広さを誇る霞ヶ浦、西に万葉の世から名峰と謳われた筑波山を臨む、水と緑に恵まれた歴史と伝統のある茨城県南部の中核都市です。江戸期には、霞ヶ浦湖畔に築かれた城下町として、また、水戸街道の陸上交通、霞ヶ浦を經由した水上交通の要地として成長を続け、水戸に次ぐ常陸国第二の都市として繁栄しました。近代には、常磐線が開通し、養蚕・製糸業や醤油製造などの産業の振興により、県南第一の商業都市に発展しました。
- ・ また、昭和 15（1940）年 11 月 3 日に土浦町と真鍋町が合併し、県内で 3 番目、県南地域では最初に市制を施行しました。その後、平成 18（2006）年 2 月 1 日には新治村と合併し、令和 2（2020）年には、市制施行 80 周年という大きな節目を迎えました。
- ・ 位置は、東京から 60 km 圏内、茨城空港から約 20 km、成田国際空港から約 40 km となり、筑波研究学園都市に隣接することで、地理的条件に恵まれています。
- ・ 市域は、新治村との合併により、面積 122.89 ㎢となっています。
- ・ 地勢は、筑波山麓を市の北端に持ち、霞ヶ浦に向かって市北西から中心部に桜川等の河川が流れ、低平地を形成するとともに、河岸段丘・台地部も多くみられます。
- ・ また、市南西から北東に向かって、常磐自動車道、国道 6 号及び JR 常磐線の基幹的な交通網が並行して整備されており、市内には、常磐自動車道土浦北 IC 及び桜土浦 IC（市境）並びに JR 土浦駅、荒川沖駅及び神立駅が整備されています。



## (2) 人口

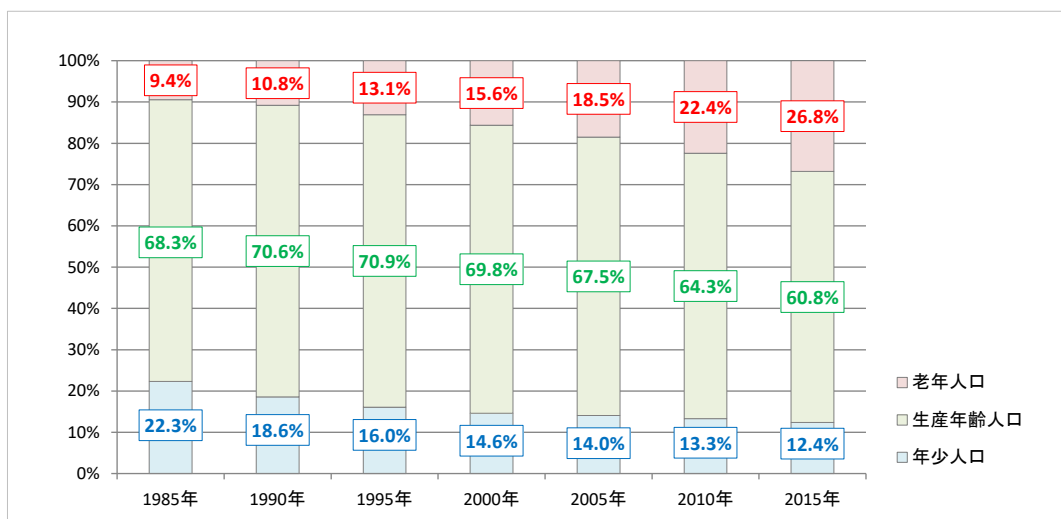
- ・ 本市の人口は、国勢調査では平成 12（2000）年をピークに緩やかに減少傾向にあり、現在 14 万人程度で推移しています。
- ・ 年齢 3 階級別人口では、年少人口は、減少傾向にあります。昭和 55（1985）年から 30 年で、人口数では約 40%、人口割合では約 10%減少しています。
- ・ また、生産年齢人口は、平成 7（1995）年までは増加傾向にあったものの、平成 12（2000）年以降は減少に転じました。人口割合においても、平成 7（1995）年の 70.9%から減少に転じ、平成 27（2015）年には 60.8%と約 10%減少しています。
- ・ 一方、老年人口は、増加傾向にあります。人口数は、平成 12（2000）年には年少人口を上回り、昭和 55（1985）年から 30 年で約 2 倍となっています。人口割合では、平成 22（2010）年には 22.4%と 21%を超え、本市は、超高齢社会に突入しました。平成 27（2015）年には 26.8%となり、昭和 55（1985）年から 30 年で約 17%も増加しており、現在は、全市民の 4 分の 1 が高齢者となっています。

人口増減



出典：総務省「国勢調査」

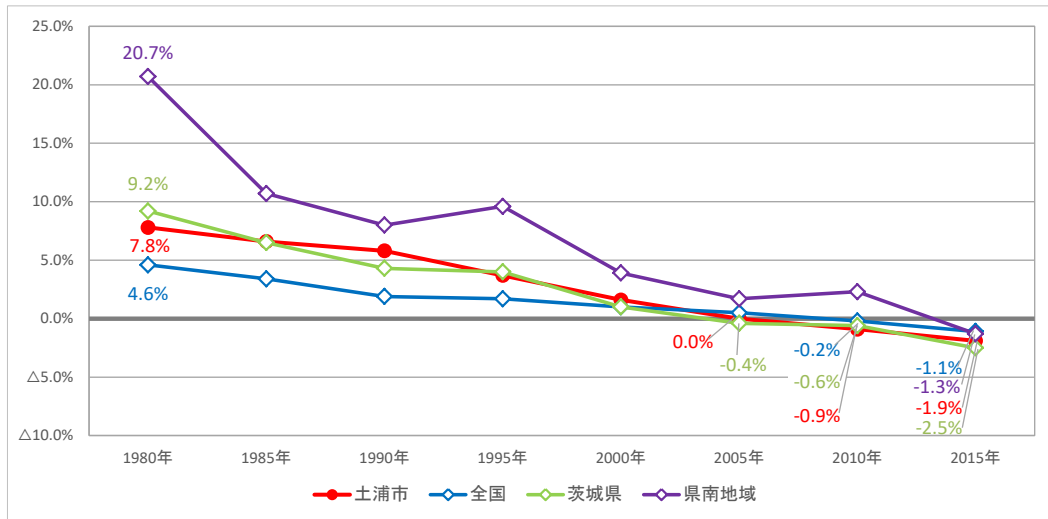
年齢 3 階級別人口割合の推移



出典：総務省「国勢調査」

- 次に、前回調査年からの増減を示す人口増減率については、平成 27（2015）年は前回調査年である平成 22（2010 年）から 1.9%の減少となっています。ここで、全国、茨城県及び県南地域と比較した場合、この数値は、全国平均（-1.1%）や県南地域（-1.3%）に比べ、低い値を示していることから、本市は、全国や周辺地域に比べ、人口減少がやや速めに進行していることが分かります。

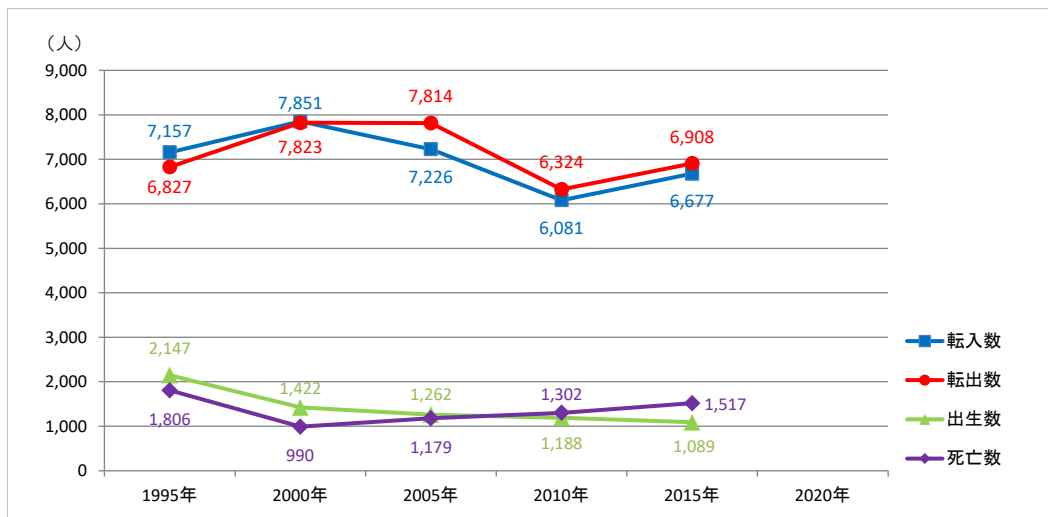
人口増減率(総数)



出典：総務省「国勢調査」及び茨城県資料を基に土浦市作成

- 自然動態は、平成 22（2010）年には死亡数が出生数を上回り、自然減が進行しています。少子化及び高齢化の進展による死亡数の増加により、自然動態は、今後も減少傾向が続くことが予想されることから、この傾向は、本市の将来人口に大きく影響するものと考えられます。
- 一方、社会動態は、平成 12（2000）年に転出数が転入数を上回ったものの、近年は回復基調がみられるところです。

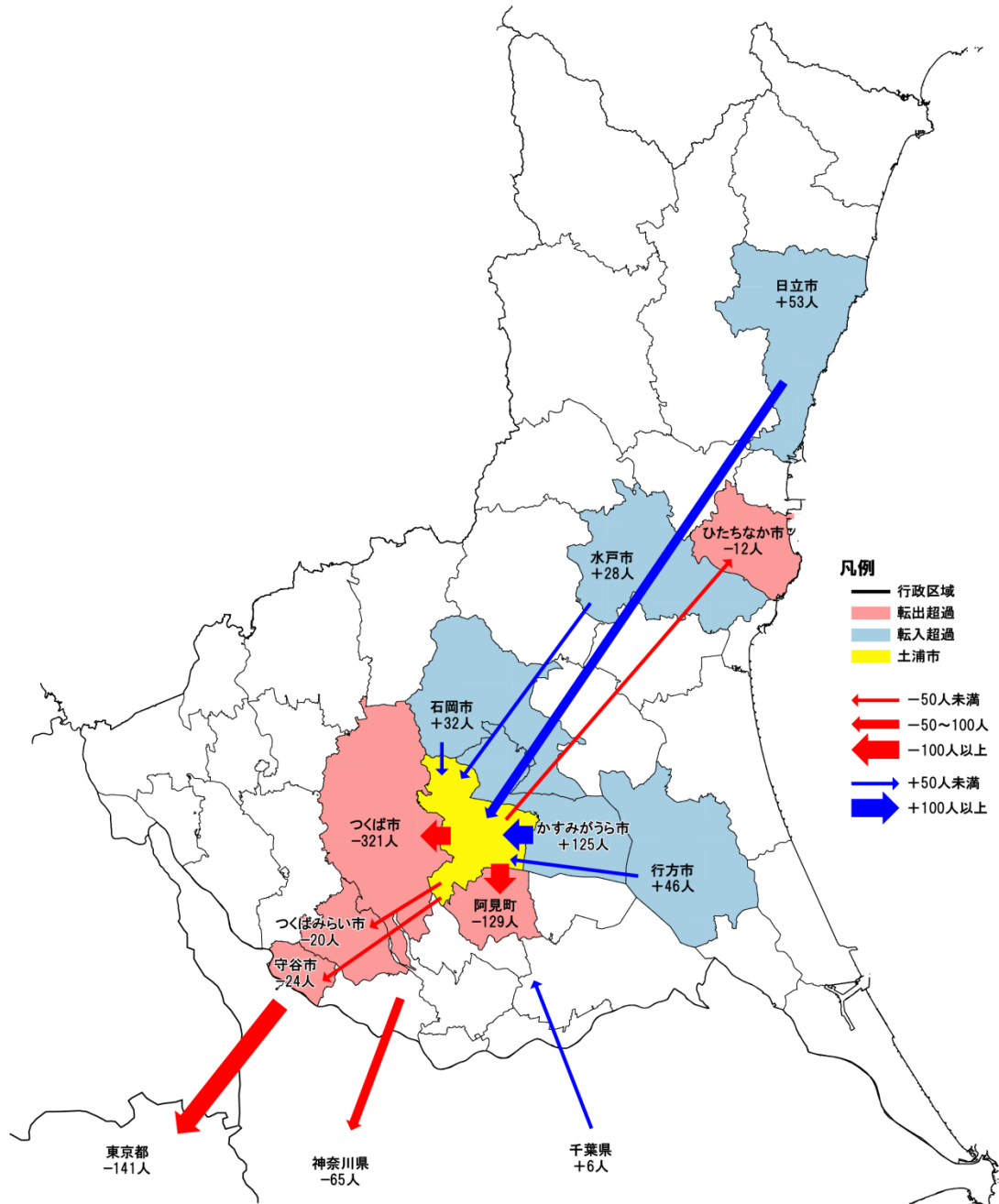
出生死亡・転入転出数の推移



出典：総務省「国勢調査」

- 次に、本市と他の自治体との間の社会移動の状況をみると、令和元（2019）年は、本市の北東側の近隣自治体であるかすみがうら市、石岡市や県北に位置する日立市からの転入数が多い一方で、本市の南西側の近隣自治体であるつくば市、阿見町や東京都への転出数が多くなっており、本市を中心にして、北から人が流れ込み、南へ人が出ていく人口移動の状況が見て取れます。

土浦市と茨城県内外との社会移動(純移動数)(2019年)

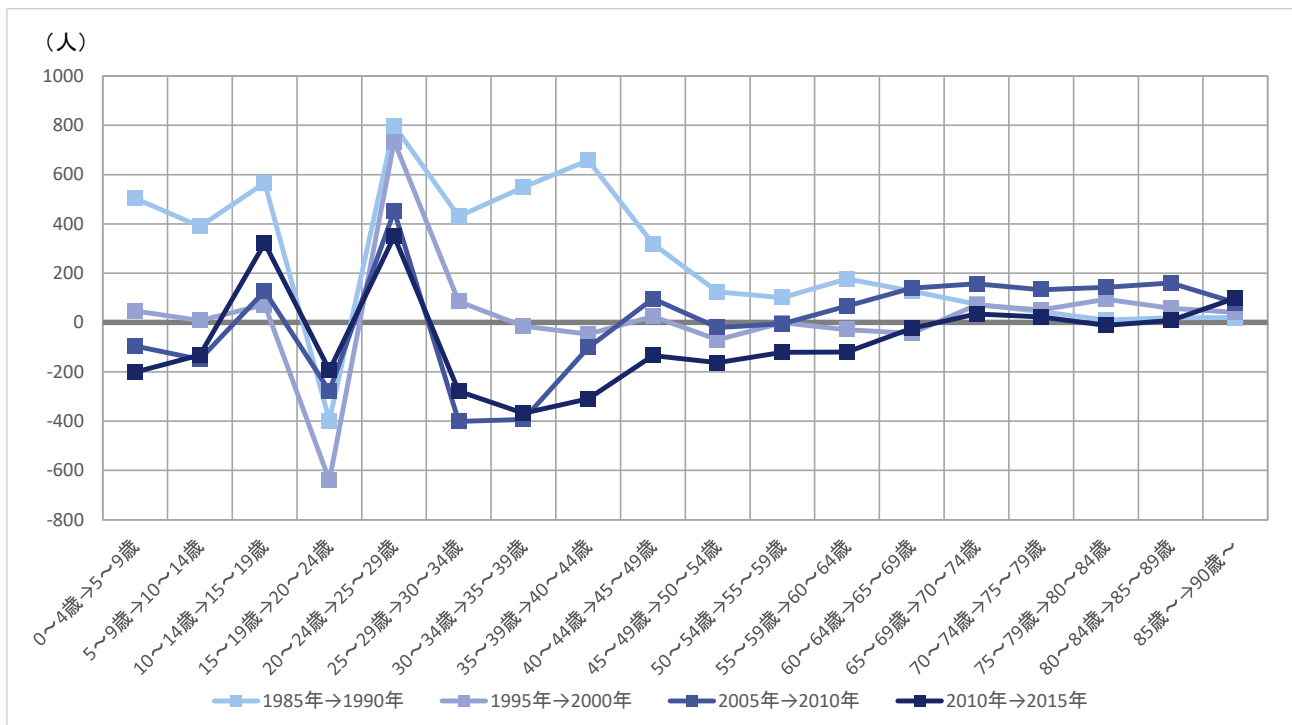


※転入超過数・転出超過数 それぞれの上位5市町村の純移動数を表示

出典：茨城県「常住人口調査」

- ・ 社会移動について、年齢階層別にみると、20 歳代前半までは主に学業進学や就職、20 歳代後半以降は主に転勤などの仕事の都合及び結婚、出産や住宅購入などの大きなライフイベントなどが影響するものと推測されます。
- ・ ここで、本市の年齢（5 歳階級）別の転入・転出者の状況をみると、0～4 歳が 5～9 歳になるとき、5～9 歳が 10～14 歳になるとき、25～29 歳が 30～34 歳になるとき、また、それ以降の世代についても、50 歳代の世代までは、転出超過の傾向が続いており、こうした傾向が少子高齢化に拍車をかけていると推測されます。

年齢(5歳階級)別社会移動(純移動数)の状況【全体】



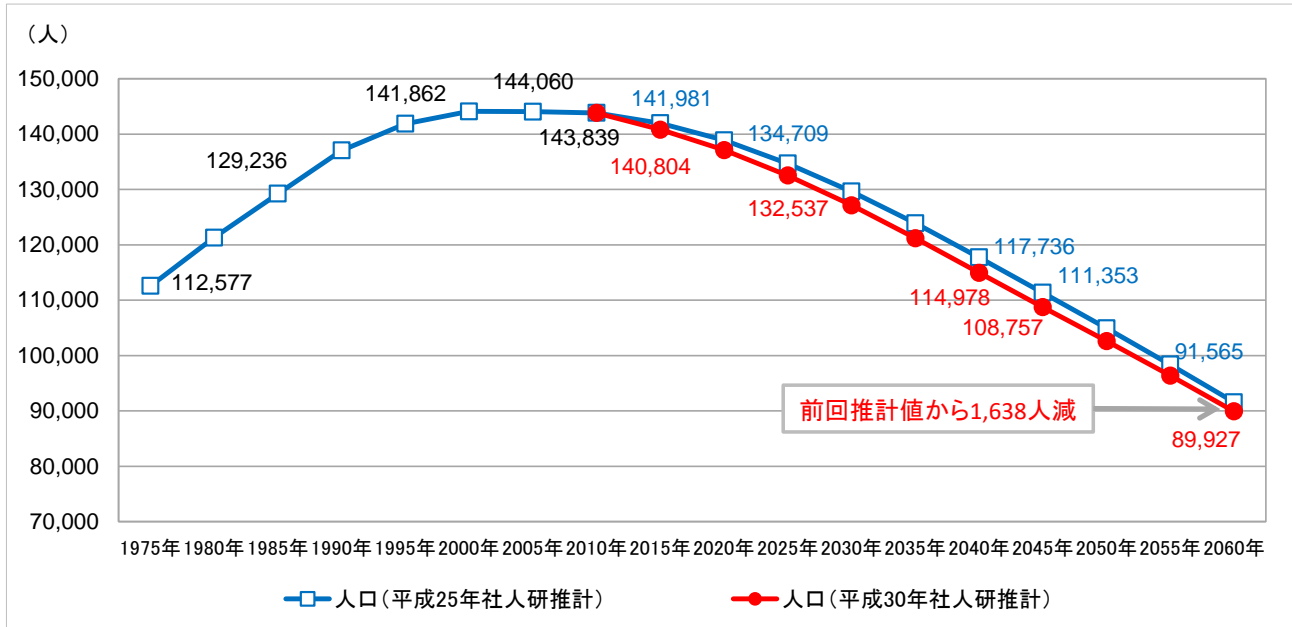
※「○歳→□歳」：X - 5年に○歳に該当する人が、X年までの5年間に社会移動で何人増減したかを示す。

(例) 紫の線の「0～4歳→5～9歳」であれば、平成22(2010)年に0～4歳だった人が5～9歳になる平成27(2015)年までの5年間に社会移動(転入数-転出数)で何人増減したかを示す。

出典：総務省「国勢調査」

- 将来人口は、自然動態の影響が社会動態のそれを上回ることから、国立社会保障人口問題研究所の最新の推計である平成 30（2018）年の推計においては、令和 22（2040）年には 11.5 万人程度、現在の 8 割程度まで減少し、さらに、令和 42（2060）年には 9 万人、現在の 6 割程度になる見込みです。
- また、国立社会保障人口問題研究所の平成 30（2018）年の推計は、移動に関する仮定において、現状が改善しない推計としたことから、前回の推計である平成 25（2013）年の推計に比べて、将来人口における減少傾向は拡大しています。

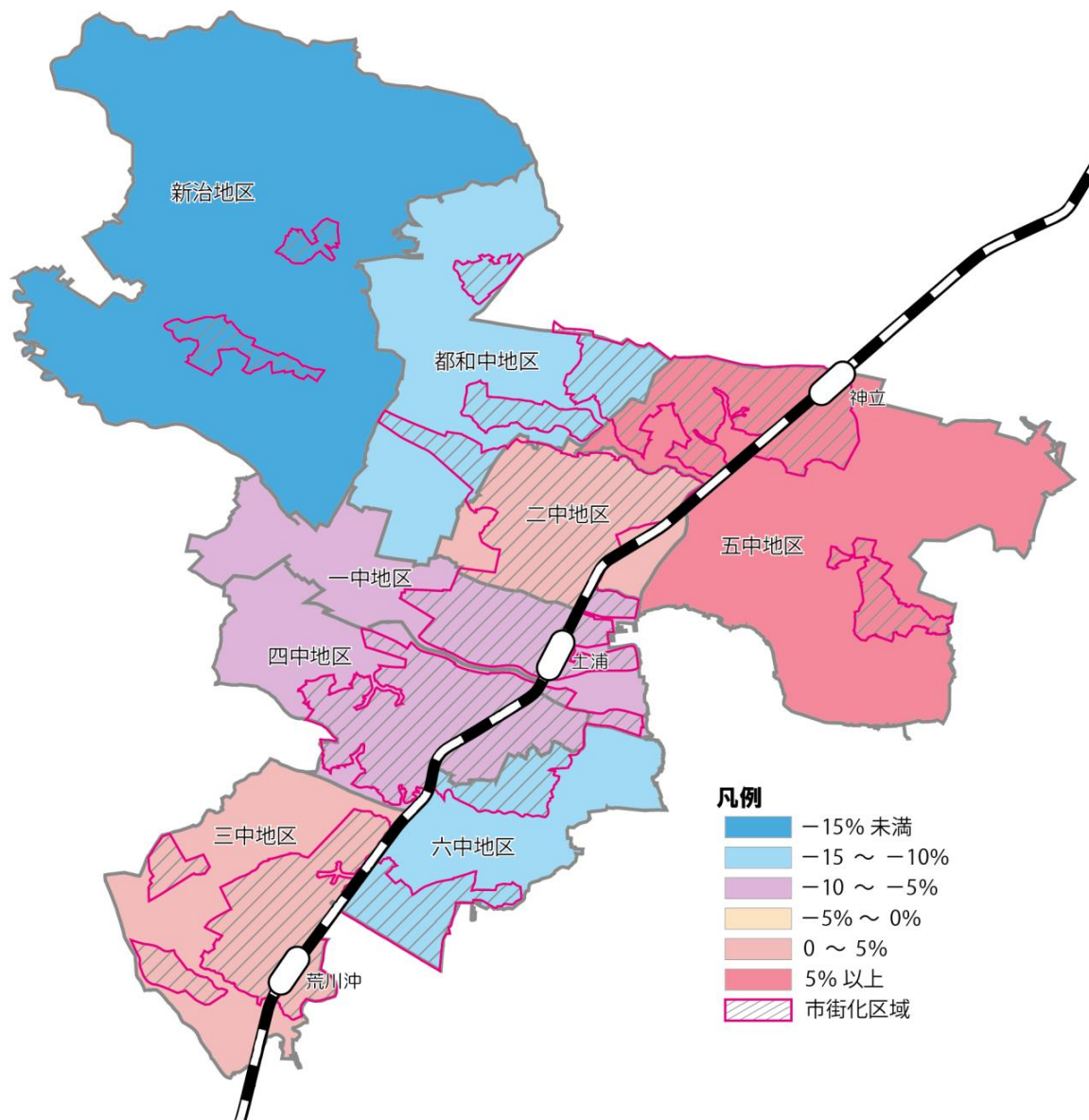
将来人口推計



資料：第2期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

- 地区別の人口については、本市中央部の一中地区及び四中地区では、-10%~-5%程度の人口減少となっており、北部の新治、都和や南部の六中地区ではより大きな減少となっています。また、神立駅の立地する五中地区や隣接する二中地区、荒川沖駅の立地する三中地区は増加傾向にあるなど、地区ごとにばらつきが見られます。

地区別の人口増減(2002年～2021年)

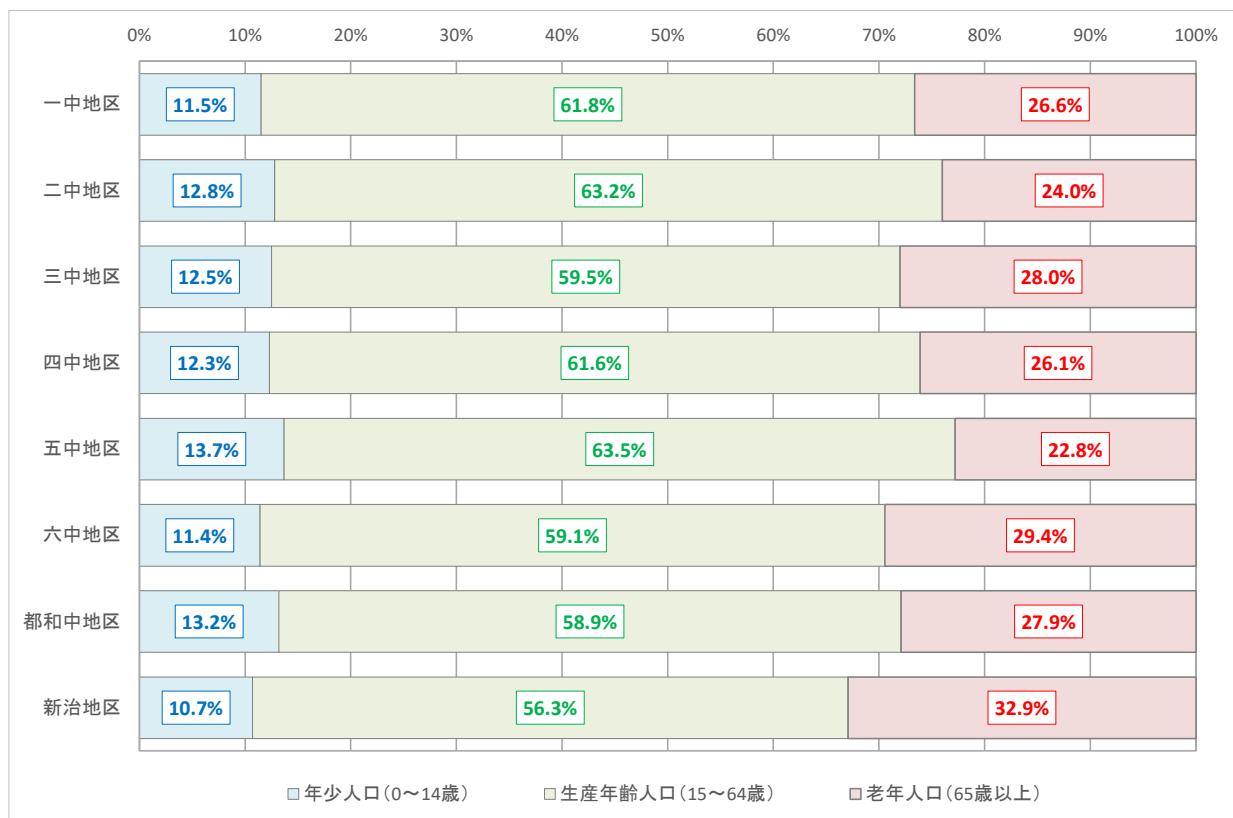


出典:茨城県「町丁字別人口調査」(各年4月1日現在)



- また、地区ごとの高齢化率をみた場合、新治地区は 32.9%で最も高く、続いて、六中地区が高くなっています。一方、五中地区が 22.8%と最も低いことから、人口減少率が高い地区ほど高齢化率が高くなる傾向があります。

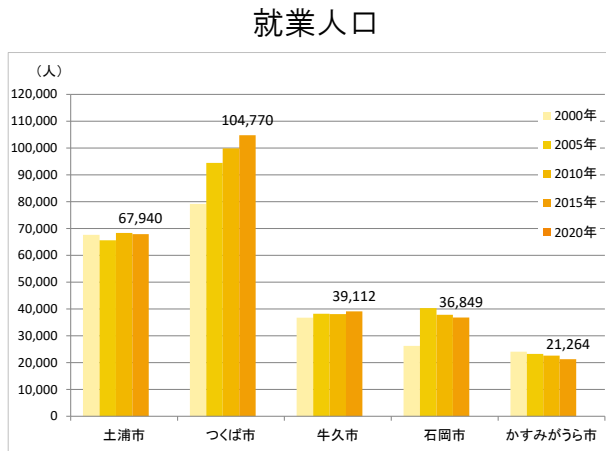
地区別の年齢(3区分)構成



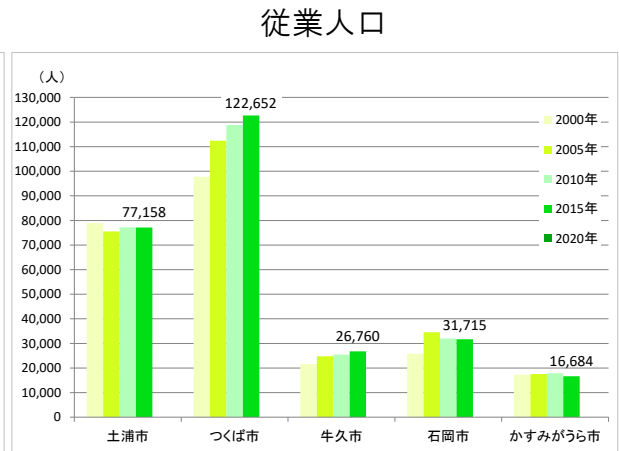
※ 年齢不詳を除く。

出典：総務省「国勢調査」(平成 27(2015)年)

- ・ 就業人口・従業員人口はいずれもほぼ横ばいですが、就業人口は 6.8 万人程度、従業員人口は 7.7 万人程度で、就従比は 1 を上回り、周辺地域から市内に就業者を呼び込む構造となっています。



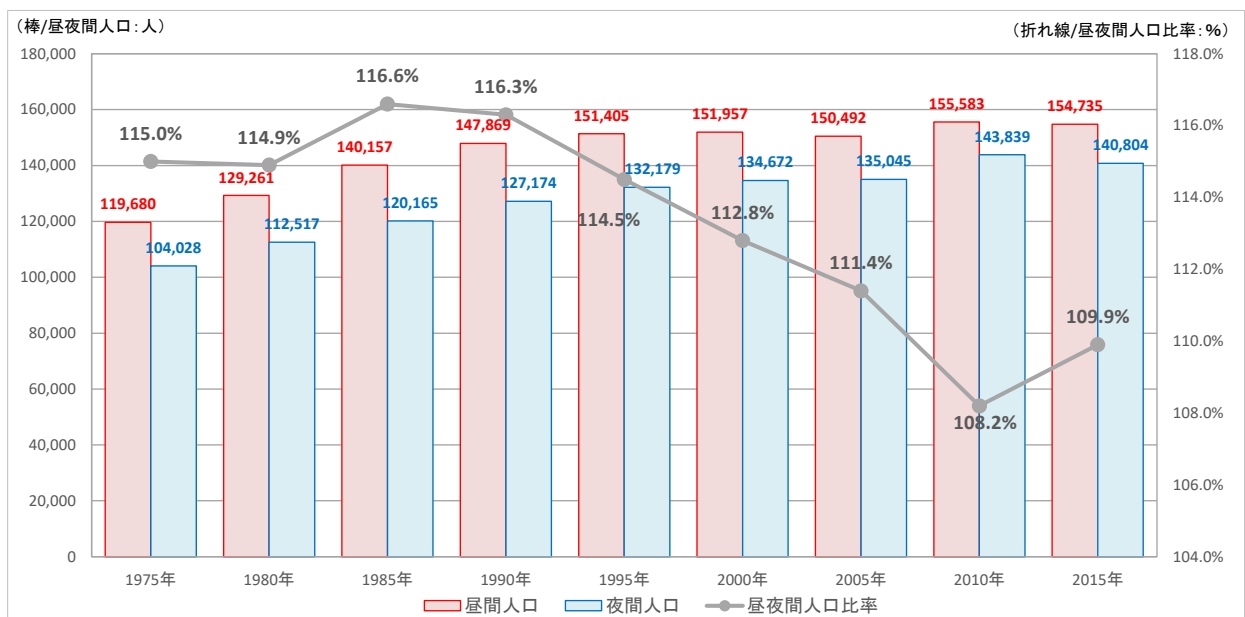
出典：総務省「国勢調査」



出典：総務省「国勢調査」

- ・ 昼夜間人口については、本市は、通勤や通学によって昼間に流入する人口が多いことから、昼夜間人口比率は、昭和 50（1975）年以降一貫して 100%を超えています。
- ・ また、隣接 5 市町の直近の昼夜間人口比率については、つくば市が 107.6%、牛久市が 84.9%、石岡市が 91.6%、かすみがうら市が 85.5%、阿見町が 93.3%となっており、これに対して、本市は 109.9%と高い比率を示していることから、本市が周辺地域との関係において、拠点性を担っていることを示しているといえます。

### 昼夜間人口の推移

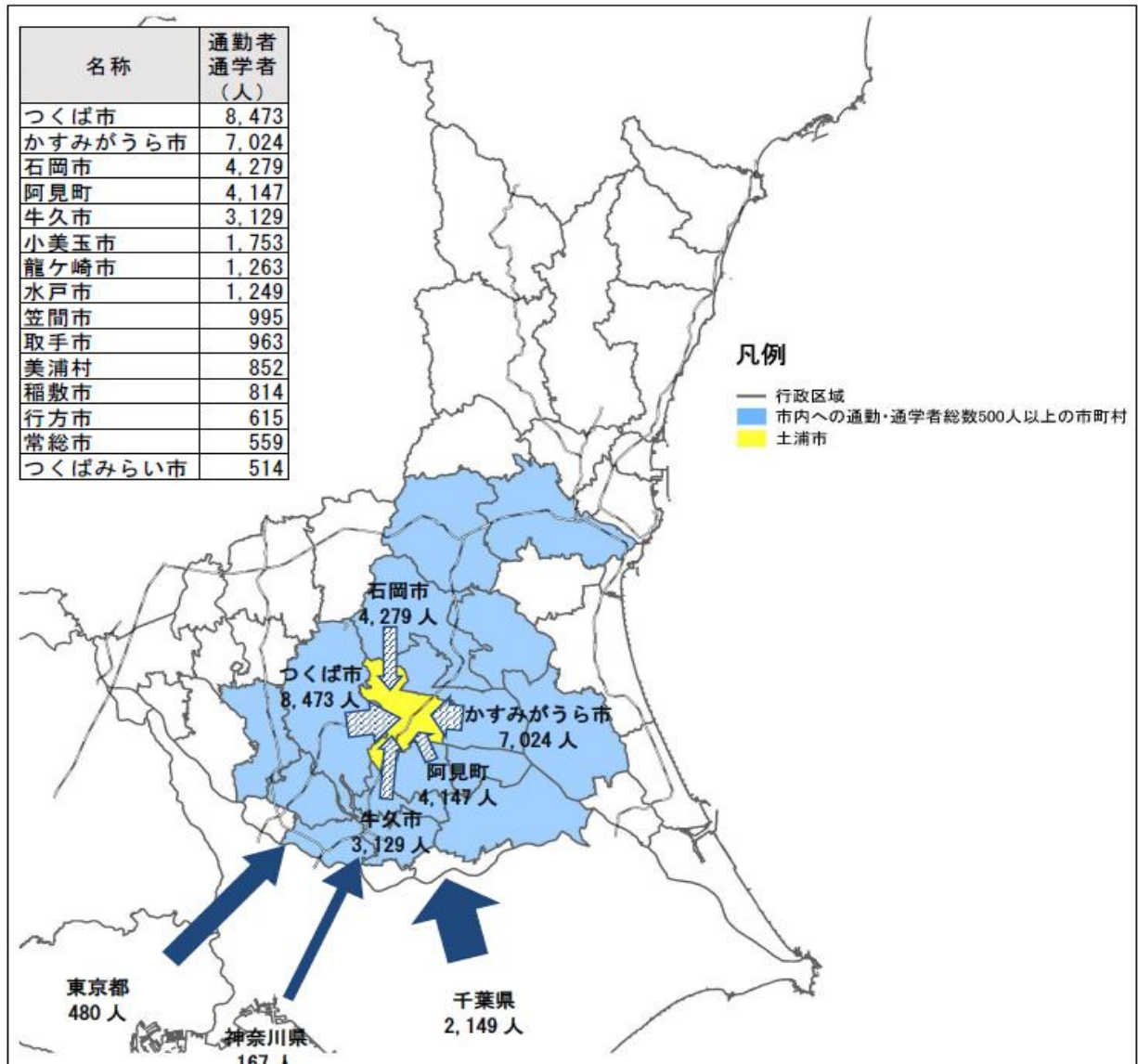


※ 労働力不詳を含み、年齢不詳を除く。

出典：総務省「国勢調査」を基に土浦市作成

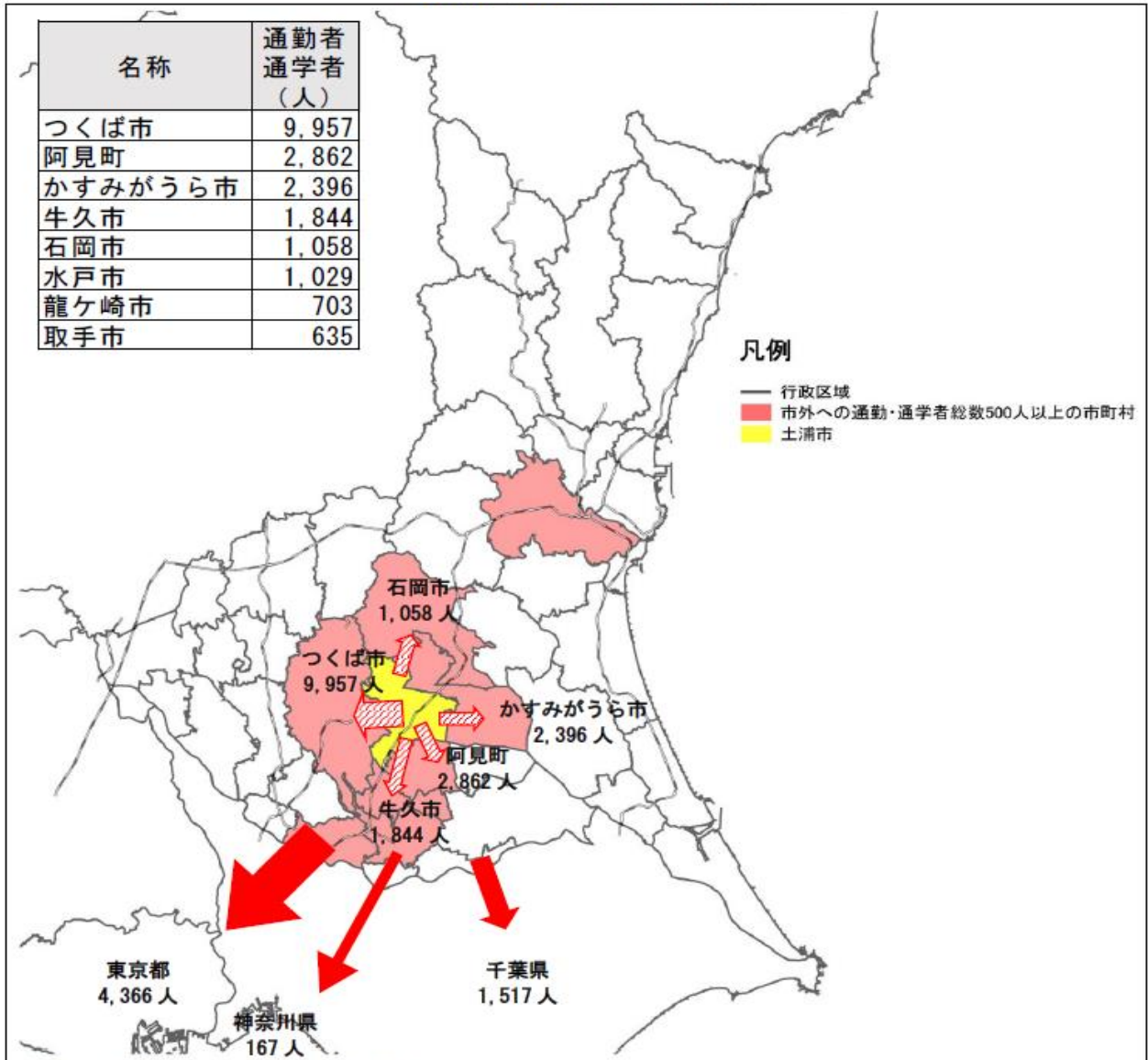
- ・ 通勤・通学については、本市からの通勤・通学先はつくば市及び東京都が多く、本市への通勤・通学元はつくば市、かすみがうら市等の近隣自治体が多くなっています。
- ・ このデータからも、本市は、周辺地域との関係性においては、通勤・通学者を迎え入れる拠点性を備えた都市であることが分かります。特に、本市からの通勤・通学者数及び本市への通勤者・通学者数共につくば市が最も多いことから、つくば市とは高い一体性が確認されるところです。また、東京都との関係性においては、東京都のベットタウン的な側面を有することもうかがえます。

土浦市内への通勤・通学者数



出典：総務省「国勢調査」(平成 27(2015)年)

土浦市在住の通勤・通学者数

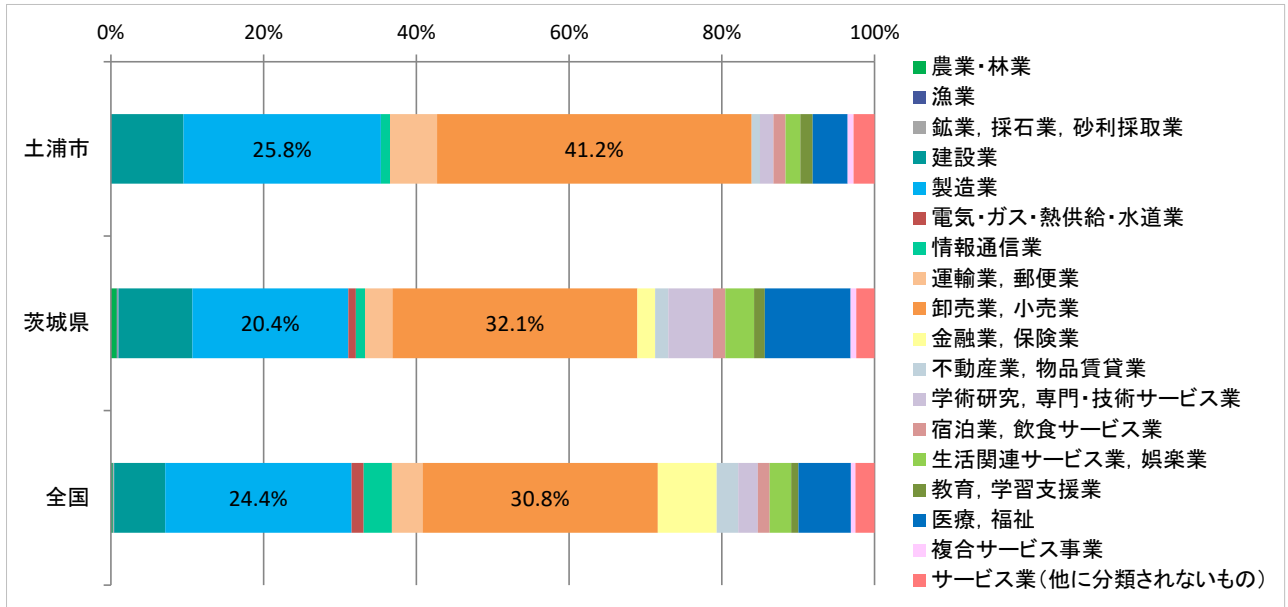


出典:総務省「国勢調査」(平成 27(2015)年)

### (3) 産業

- 産業別の売上高をみると、卸売・小売業が全体の40%、製造業が25%を占め、これらは県平均を上回ることから、商業・工業に強さがみられます。

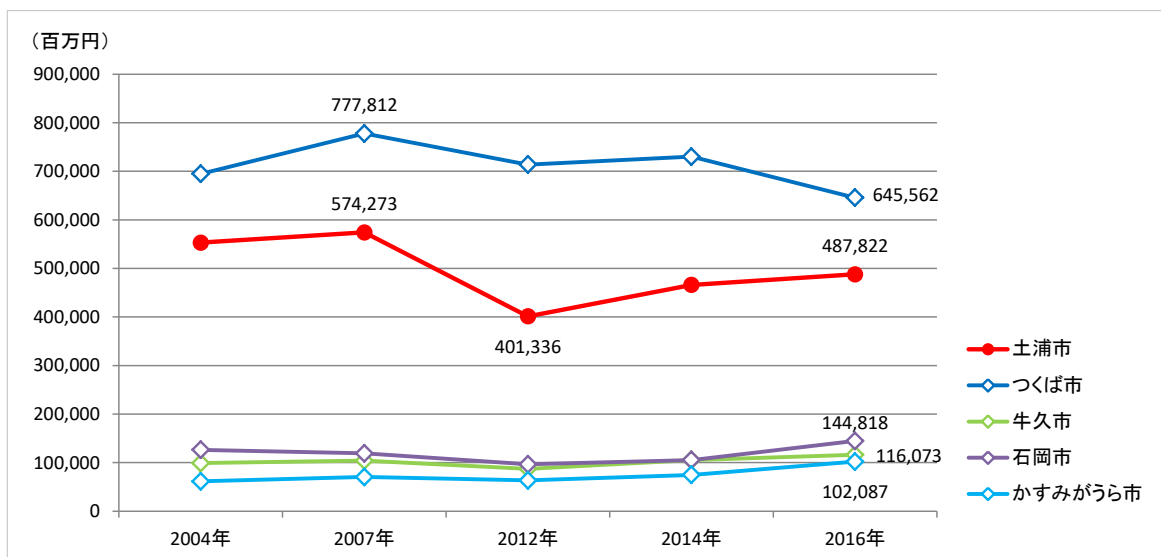
売上高構成比(産業大分類別・企業単位)



出典:総務省・経済産業省「経済センサス」(平成28(2016)年)

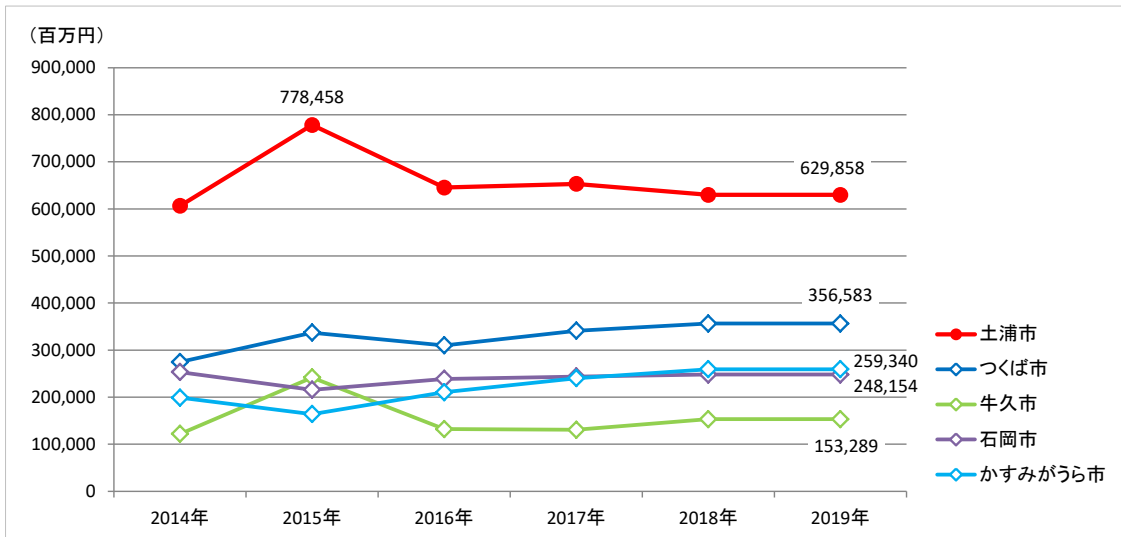
- また、周辺自治体と比較した場合、年間商品販売額は、つくば市に次いで高く、平成24(2012)年にいったん下がったものの、回復基調にあります。次に、製造業出荷額等は最も高い値となっていますが、減少傾向が続いており、周辺自治体との差は縮まりつつあります。さらに、農業産出額は中位ですが、農家数等は年々減少傾向にあります。

年間商品販売額



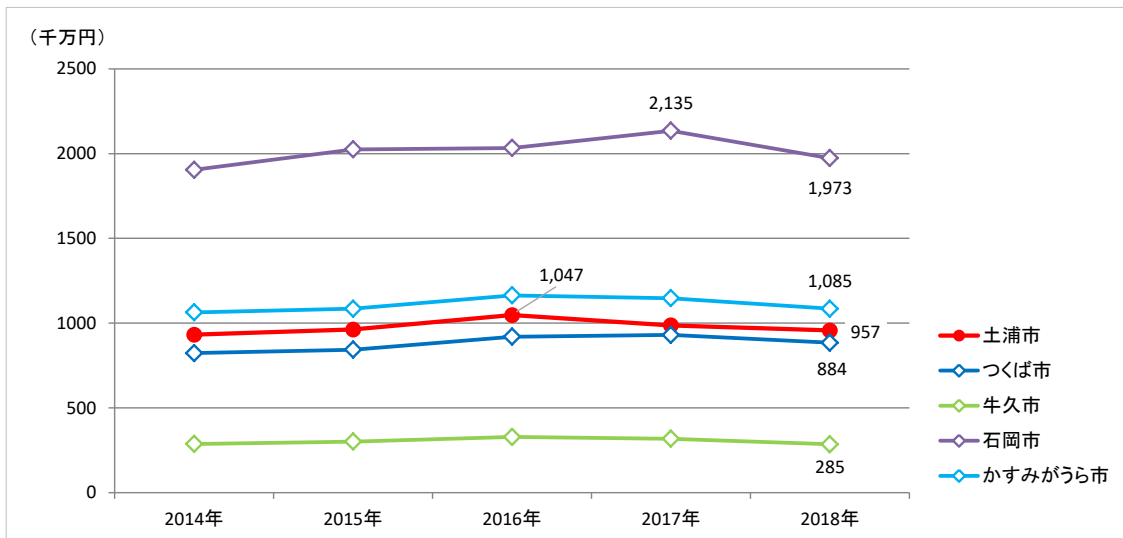
出典:経済産業省「商業統計調査」

### 製造業出荷額等



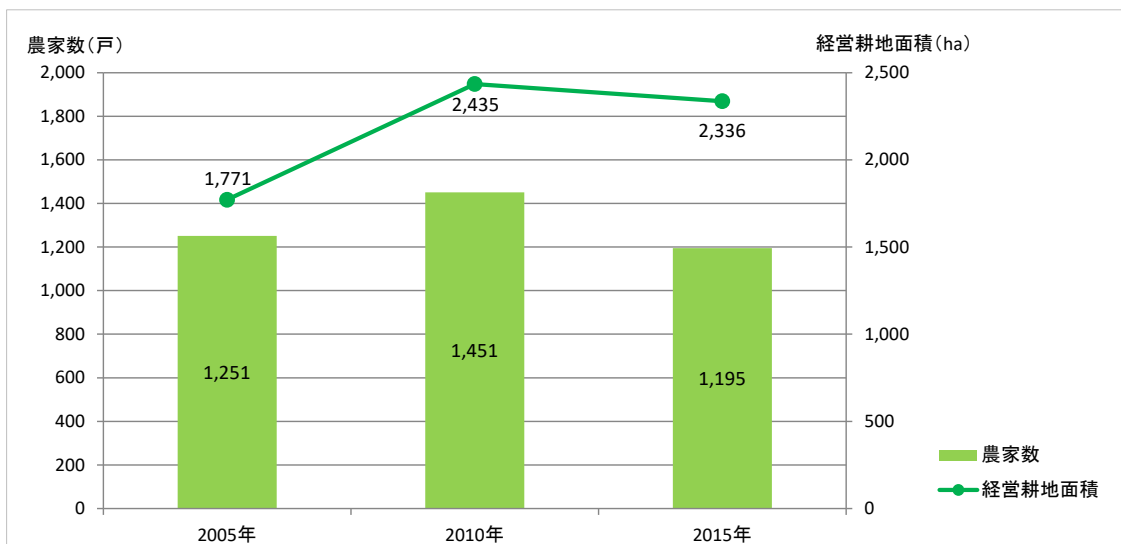
出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス」

### 農業産出額



出典：農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

### 農家数・経営耕地面積の推移



資料：統計つちうら

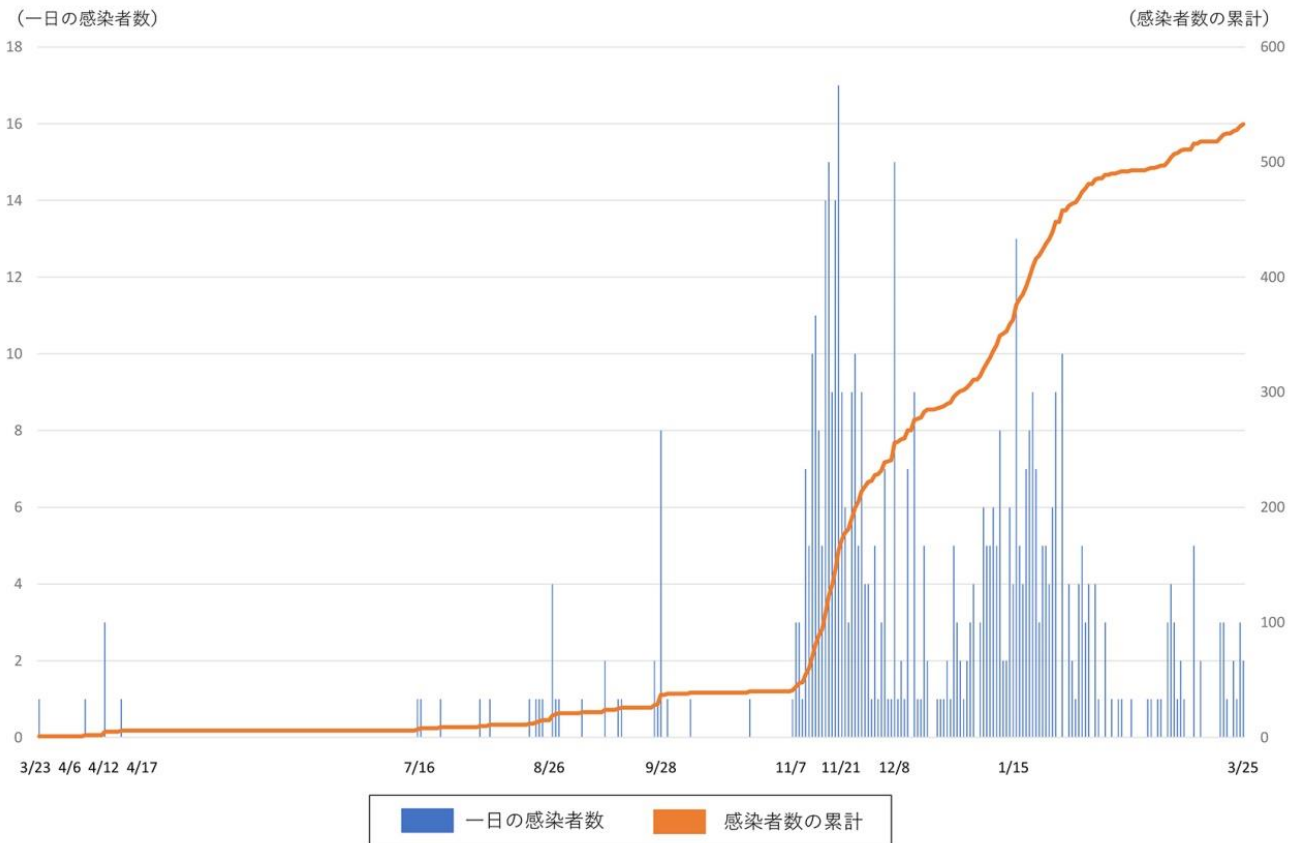
※新型コロナウイルス感染症関連については、現時点での感染状況及び対応状況を掲載しており、今後状況の変化に応じて、掲載内容を更新します。

## (4) その他

### ア 新型コロナウイルス感染症関連

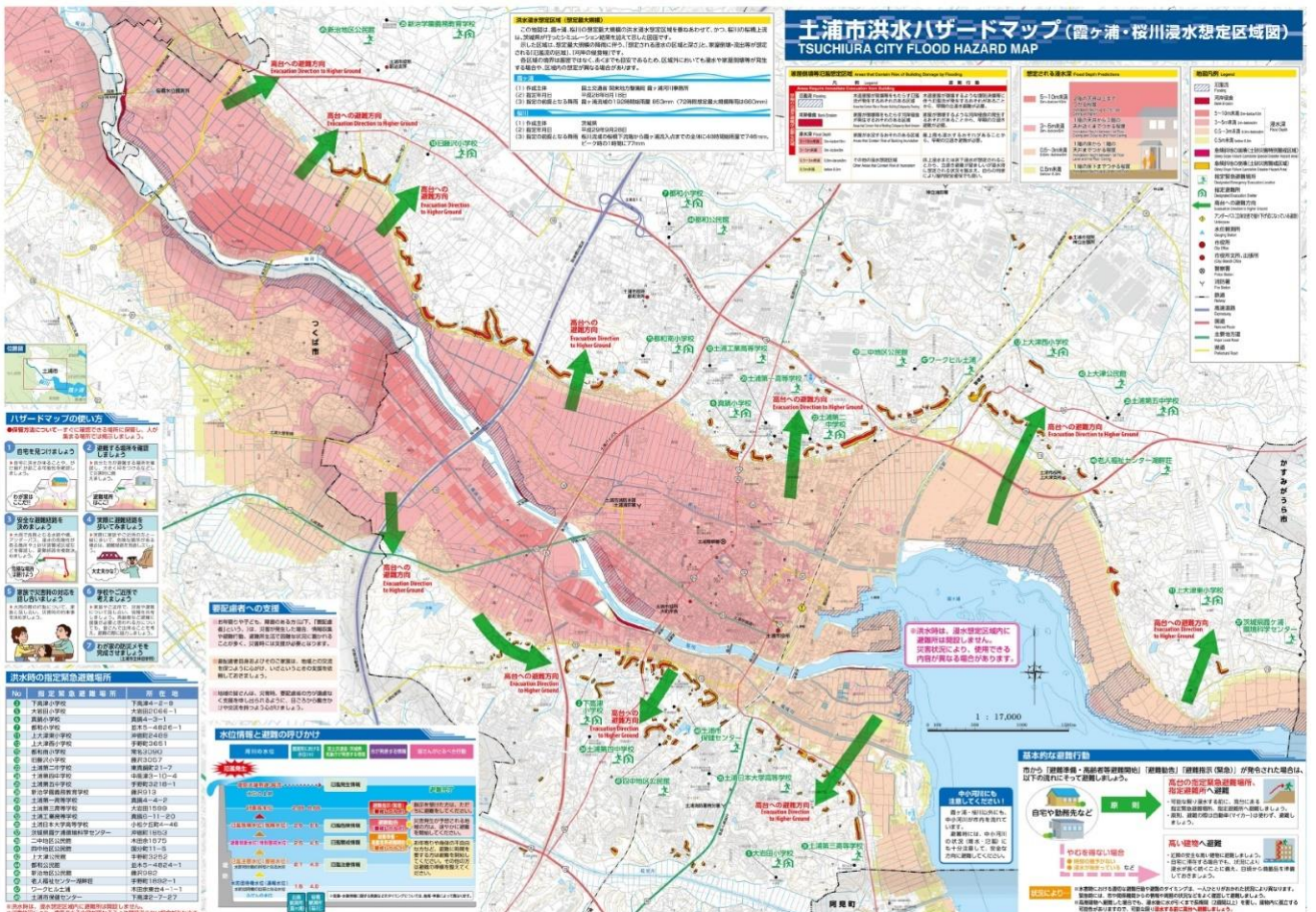
- 本市における新型コロナウイルス感染症の感染者数は、令和3（2021）年3月25日現在で累計533人に上ります。
- 本市では、令和2（2020）年3月23日に最初に感染者が確認されてから、感染者数の少ない状況が続いていましたが、同年11月以降から翌年の1月頃にかけて、第3波の流行とともに、感染者数が多くなっています。
- 新型コロナワクチンについては、令和3（2021）年3月5日から医療従事者の接種を開始しており、同年4月以降、高齢者の方から順次接種を予定しています。

新型コロナウイルス感染症 感染者数の推移(土浦市)



## イ 防災

- 本市では、過去には、明治 28 (1895) 年の霞ヶ浦付近の地震と大正 12 (1923) 年の関東大震災で市域に大きな被害が記録されています。また、平成 23 (2011) 年の東日本大震災においても、市域全体で被害が発生しました。
- 茨城県に大きな被害をもたらすおそれがある地震のうち、特に本市に影響があるものとして、茨城県南部の地震の発生が想定されており、発生した場合は、マグニチュード 7.3 と茨城県地震被害想定調査により推定されています。
- 昭和以降に発生した風水害では、昭和 13 (1938) 年 6 月～7 月の梅雨前線、昭和 16 (1941) 年の台風 8 号、昭和 36 (1961) 年 6 月の梅雨前線による災害で、数百～数千戸の浸水被害が発生しました。また、昭和 61 (1986) 年 8 月の温帯低気圧でも、浸水被害等が発生しています。
- 地形的には、本市中心部を流れる桜川や霞ヶ浦周辺では、洪水の危険性が指摘されており、河口付近では 3 m 未満の地域が多いものの、より内陸側では最大 10 m もの浸水可能性がある箇所が存在します。また、その他中小河川においても、水害の危険性が存在します。加えて、桜川によって形成された河岸段丘と低地部の境には崖地が存在し、土砂災害の危険性も指摘されています。
- さらに、新型コロナウイルス等の感染のおそれがある状況下において、地震、風水害等の自然災害が発生した場合の複合災害に備えるため、感染リスクを低減させる取組として、避難所にプライバシーテント、エアマット等を配備しています。



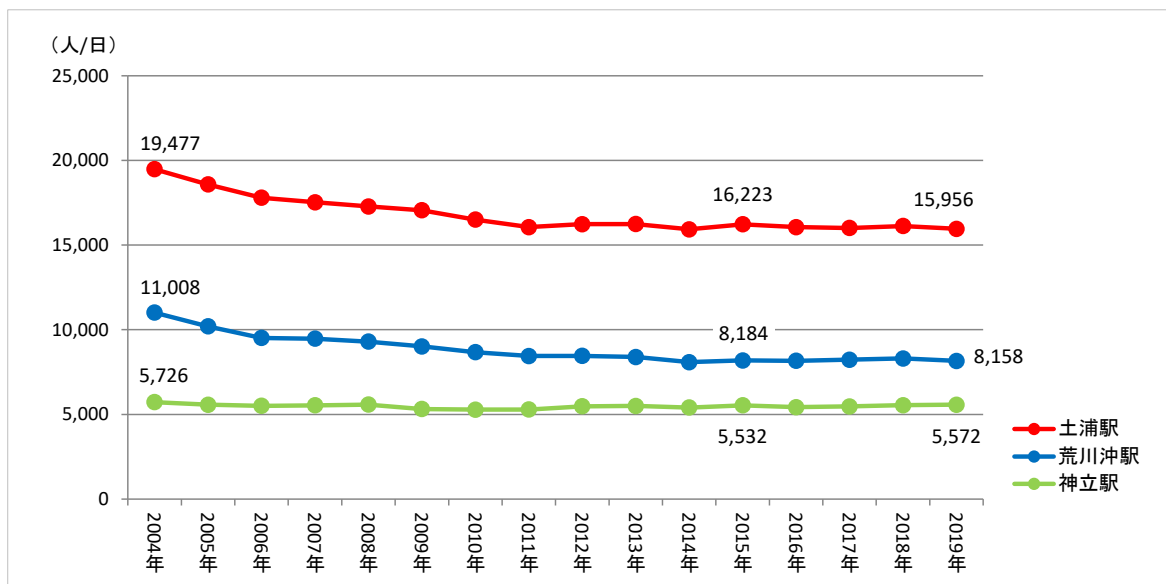
資料：土浦市洪水ハザードマップ



## ウ 公共交通

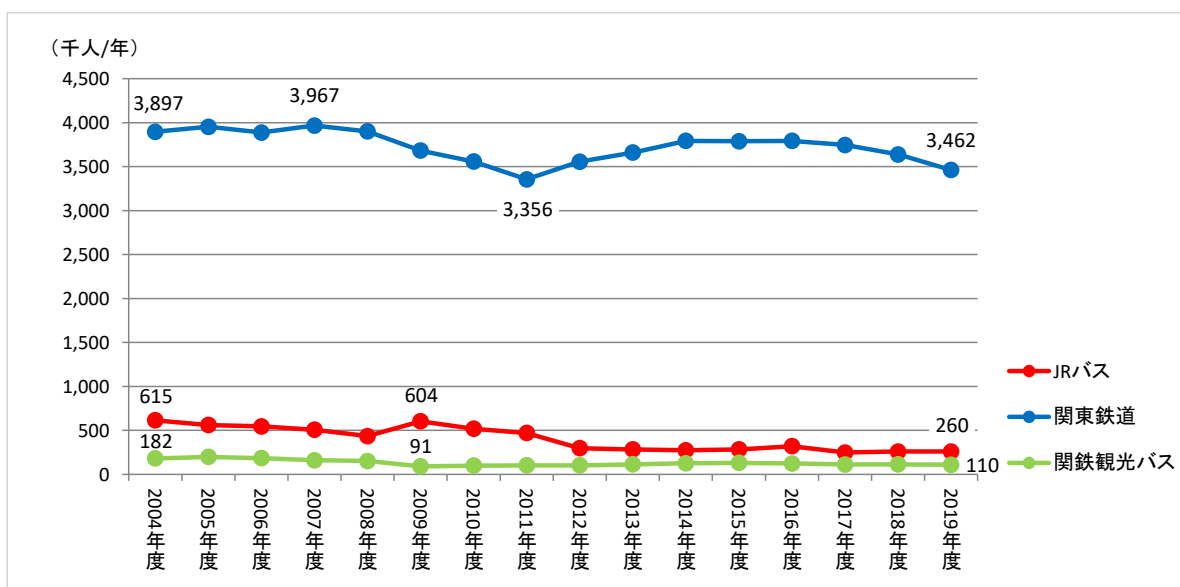
- 市内の3つの鉄道駅の乗車人員数は、土浦駅は、始発駅となっているだけでなく、広域間を連絡する特急停車駅となっていることもあり、乗車人員数が他の駅より多くなっています。また、平成16(2004)年から令和元(2019)年までの間において、神立駅は乗車人員数を比較的維持しているのに対して、土浦駅及び荒川沖駅は大きく減少し、近年は下げ止まりつつあります。
- バス利用者数は、最も利用者数の多い関東鉄道バスは、平成23(2011)年を底に増加に転じたものの、平成28(2016)年から再び減少に転じています。また、JRバスは、平成16(2004)年から令和元(2019)年の間で、利用者数が約6割減少しています。
- 公共交通については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクに対応して、企業のテレワーク、学校のオンライン授業等就業・就学形態の変化が急速に進んでいることから、今後、利用者数の大幅な減少が危惧されます。

鉄道乗車人員



資料: JR 東日本ホームページ

路線バス利用者数

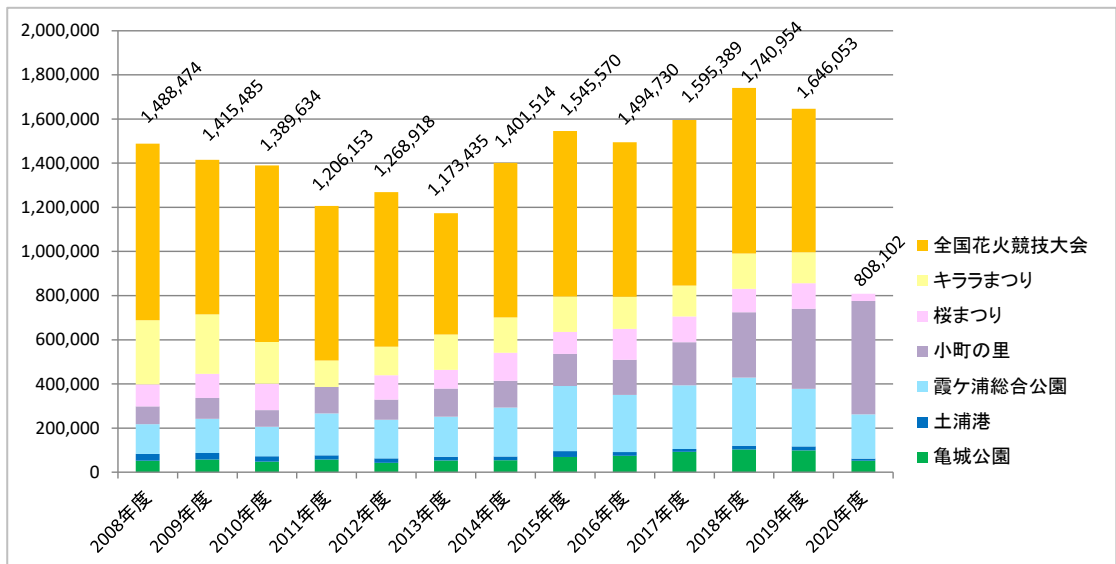


資料: 統計つちうら

## 工 観光

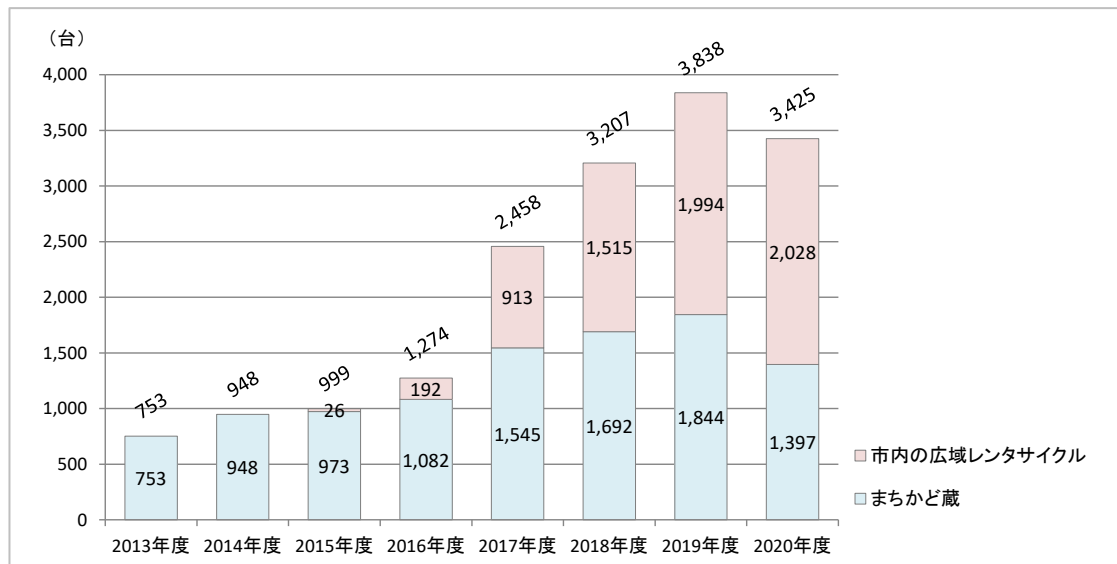
- 本市の観光入込客数は、全国屈指の知名度を誇る「土浦全国花火競技大会」への来訪者が最も多くを占めています。また、近年は、約16万人から約17万人で推移していましたが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、「土浦全国花火競技大会」も中止になるなどにより、来訪者数は約8万人、対前年度比で50%の減少となっています。
- 一方で、我が国有数のサイクリングコースとして、平成28（2016）年11月に全長約180kmの「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が開通しました。また、サイクリング拠点施設として、平成30（2018）年3月にはJR常磐線土浦駅ビル内に、茨城県、JR東日本及び本市が整備を行った「りんりんスクエア土浦」が、平成31（2019）年3月にはつくば霞ヶ浦りんりんロード、川口運動公園に隣接して、本市が整備を行った「りんりんポート土浦」がそれぞれ開業するなど、自転車利用環境の整備が着実に進んでおり、サイクリストを始めとする多くの来街者が本市に訪れるようになっています。

観光入込客数の推移



出典：観光客動態調査地点別集計表

土浦市内におけるレンタサイクル貸出数



資料：第2次土浦市観光基本計画

- また、令和元（2019）年11月には、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が、国が創設した「ナショナルサイクルルート」に指定されたことから、今後は、まちづくりの一環として、本市の充実した自転車利用環境の活用による更なる交流人口の拡大が見込まれるところです。

つくば霞ヶ浦りんりんロード



資料：茨城県ホームページを基に作成

## 第3節 本市の現状を踏まえた課題の取りまとめ

### (1) 新型コロナウイルス感染症収束後の新たな社会を見据えた対応

- ・ 令和2（2020）年に新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、パンデミックが発生しました。その影響は、流行と収束を繰り返しながらも数年の間続くものと考えられています。さらに、それは単に病の流行にとどまらず、人々の意識や行動に大きな変革をもたらすことになりました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行による人々の行動変容による影響として、例えば、感染拡大防止のための外出抑制や人と人との接触機会の低減は、生活を支えるサービスの供給や地域の経済活動の制約要因となり、従来あった地域社会や職場における人と人とのつながりの弱体化をもたらしたことで、その大切さを再認識させることになりました。また、感染拡大が深刻化する中であっても、私たちの日常生活を支える医療従事者を始めとするエッセンシャルワーカーの重要性に注目が集まっています。
- ・ 一方で、感染拡大のリスクに対応して、テレワーク、オンラインでの面会、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した人とのつながりが、経済、医療、教育を始め様々な分野において社会経済活動の継続に大きな効果を発揮しています。これにより、距離、組織、年齢、性別等の壁を越え、人や組織、地域がデジタル技術を活用してつながり合うデジタル社会の可能性が広く認識されるに至っており、社会のデジタル化は、地域における多様で柔軟な働き方の実現につながるなど、新型コロナウイルス感染症収束後の「新たな日常」においても一層重要となります。
- ・ これらを踏まえると、本市においては、今後、未来技術の利便性を享受しつつも、人と人との心の絆を大切にするバランスの取れた施策の推進が求められます。
- ・ また、人と人との交流が制限されたことで、直接影響を受けているのが、「土浦全国花火競技大会」を始めとするイベントに依存している観光分野となります。加えて、就業・就学形態の変化による公共交通への影響も危惧されており、こうした分野は、在り方そのものを時代の潮流に合わせて見直す必要があります。

### (2) 少子・超高齢社会の到来への対応

- ・ 本市では、平成12（2000）年をピークに人口は減少に転じ、本格的な人口減少が始まっています。また、少子化が進行する一方で、高齢化率は、平成22（2010）年に21%を超え、超高齢社会に突入しており、死亡数が出生数を上回る状況が今後深刻化することから、自然減に起因する人口減少に拍車をかけることとなります。
- ・ また、少子化・高齢化の進展は、地域社会や生活を支える生産年齢人口の相対的な減少を意味します。生産年齢人口についても、平成12（2000）年以降減少に転じており、今後もこの傾向が継続することから、こうした傾向がサービスの提供や地域の経済活動を停滞させないためにも、生産年齢人口だけに頼らずとも持続可能な全世代活躍型の地域社会の構築が必要となります。
- ・ したがって、今後は、従来の市民協働の取組の強化に加え、企業やNPOなど様々な主体が関わることで、地域のつながりやふれあいによる活動を活性化し、一人ひとりが地域や福祉に関心を持ち、「互いに助け合い、支え合う」新たな仕組みづくりが重要となります。

### (3) 安心安全かつ持続可能な社会の実現

- ・ 平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災、また、近年の各地での激甚化・頻発化する豪雨災害など、私たちの生活を脅かす災害の脅威が目に見えて高まっています。
- ・ 災害の脅威に対抗するためには、これまでのハード・ソフト両面での対応や「自助・共助・公助」の 3 助による対応に加え、大規模災害発生時には社会経済活動の維持・継続に向けた対応や市町村及び都道府県をまたぐ広域での対応など、これまでと異なる取組も必要になってきます。また、新型コロナウイルス感染症等の感染のおそれがある状況下においては、自然災害が発生した場合の複合災害を防ぐための取組も不可欠となります。
- ・ 地形的にみた場合、桜川流域及び土浦駅周辺の中心市街地は、市の枢要な拠点である一方で、洪水の危険性が指摘されていることから、水害リスクを軽減させる取組が必須となります。
- ・ さらに、「SDGs」(持続可能な開発目標) が平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択されました。これは、前述のような災害リスクへの対応も含め、持続可能な社会・地球環境を実現するための人類共通の目標として掲げられたものであり、本市の将来においても重要な指針の一つになるものです。

### (4) 土浦の特性を生かした将来に向けての取組

- ・ 将来の土浦を支える子どもたちを健やかに育むことができるよう、本市では、これまでも子育て環境の充実を期してきましたが、少子化が進んでいく中で、今後は、子育てニーズの変化に柔軟に対応する取組が必須となります。また、土浦で生まれ育った子どもたちが土浦に住み続けたい、あるいは、関わり続けていきたいと思えるような愛着を持てるまちに変えていくこともより一層重要になります。
- ・ 東京一極集中の状況は、これまでも過密・災害リスク等の観点から問題視されており、国では、「地方創生」の推進において、その是正を基本的視点の一つに位置付けているところです。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機にリモートワークが広がりを見せ、移住への関心が高まっていることから、本市においても、首都圏に対する本市の今後の在り方を再構築していく必要があります。
- ・ 居住地域の郊外化や大規模商業施設の撤退と郊外出店、商業のロードサイド化により活気を失いつつあった中心市街地は、近年、市役所や図書館の駅前への移転など、都市機能の集約を進め、その再生に向けて動き始めたところです。今後も、土浦駅周辺の広域拠点や神立・荒川沖の生活拠点の整備など、公共交通を軸としたまちづくりを進め、市民の日常生活の利便性を高めることで、少子・超高齢社会にあっても持続可能な都市構造を実現していく必要があります。
- ・ また、本市には、霞ヶ浦や筑波山麓という水と緑に恵まれた自然環境、夢とロマンあふれる歴史や文化、稼げる農業として日本一の生産量を誇るれんこん、花などの特産物や全国屈指のイベントである「土浦全国花火競技大会」、さらには、「ナショナルサイクルルート」に指定された「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を始め、充実したサイクリング環境など、数多くの「地域の宝」があります。こうした「地域の宝」を生かしたまちづくりを進め、生活の場として「オンリーワン」の付加価値を創出することで、人口還流の強化に取り組むことも重要となります。

## **(5) 市民意識・サービス需要の多様化に向けた対応**

- ・ 少子高齢化やライフスタイルの多様化により、例えば、介護と子育てのダブルケアなど、地域や家庭の抱える課題も複雑化しています。そのため、市民のニーズを的確に捉え、提供するサービスに反映させていくとともに、必要な情報・サービスを必要となる所に提供する仕組みや、NPOや地域と連携する地域包括ケアの取組など、あらゆる手を尽くして市民の抱える課題に対応する施策を講じていく必要があります。
- ・ また、価値観の多様化や国際化が進むにつれ、男女共同参画、多文化共生などの人権推進の観点からも、より多様性や包摂性のある社会の実現が求められています。したがって、各人の権利が十分に保全されるよう、市民の意識を高め、様々な人を許容する包容力のある社会の形成に取り組んでいく必要があります。

## **(6) 効率的・効果的な行財政の取組**

- ・ これまで取り上げてきた様々な課題に対し、本市が的確な施策を実施していくためには、限られた財源・人材を重点的に投資し、課題解決につなげていく効率的・効果的な行財政運営は必要不可欠となります。
- ・ また、これまでの高齢化の進行による社会保障関係費の増や老朽化する公共施設の更新費用などの投資的経費の増に加え、新型コロナウイルス感染症の流行による社会経済情勢への影響を受けて、税収の減少が見込まれるなど、今後の本市の財政状況は一段と厳しくなることが予想されます。したがって、今後は、公共施設等のマネジメントを推進し、より一層の効率的な維持管理運営に努めるとともに、市民協働の更なる推進や民間活力の導入など、持続可能で安定的な行財政基盤の確立に向けて、積極的に取り組んでいく必要があります。
- ・ さらに、人口減少が進み、なおかつ、地域住民の生活行動圏が拡大する中で、市民の暮らしの質の維持・向上に向けて、周辺市町村とそれぞれの強みを生かした広域での連携による効率的なまちづくりの在り方を検討していく必要があります。

# 第 1 章 まちの将来像

## 第 1 節 将来像

将来像は、本市の長期的かつ総合的なまちづくりの指針である総合計画の中で、令和 13（2031）年度を目途に目指す「まちづくりの方向性や将来の姿」を目標として明示するものです。

社会経済情勢等のこれからの変化や本市の抱える課題を踏まえて、次のように設定します。

【将来像】

### 将来像 「夢のある、元気のある土浦」（仮）

#### < 参考 >

市制 80 年の歴史と伝統の重みをしっかりと受け止め、次の 90 年、100 年へのスタートの年として、地域の宝を次の世代に引き継げるよう、そして、これから生まれてくる子ども達が、安心して人生のスタートをきり、大きくなるにつれ、郷土愛を深め、「土浦に生まれてよかった、土浦で育ってよかった、結婚しても土浦に住みたい、土浦で子育てをしたい、土浦で最期を迎えたい」と心から誇りに思えるまち  
(令和 3 年度市政方針より一部抜粋)

土浦の地域資源を有効活用して、多くの方に「土浦が楽しそうだ、そうだ、土浦に行ってみよう」と愛を運んでいただき、活気あふれる元気なまち  
(令和 2 年度市政方針より一部抜粋)

女性も男性も、高齢者も若者も、障害のある方も、市民の誰もが個性と多様性を互いに尊重し、それぞれの夢や希望がかない、誰もが生きがいを感じ、その人らしく暮らせるまち  
(令和 2 年度市政方針より一部抜粋)

## 第2節 人口の見通し

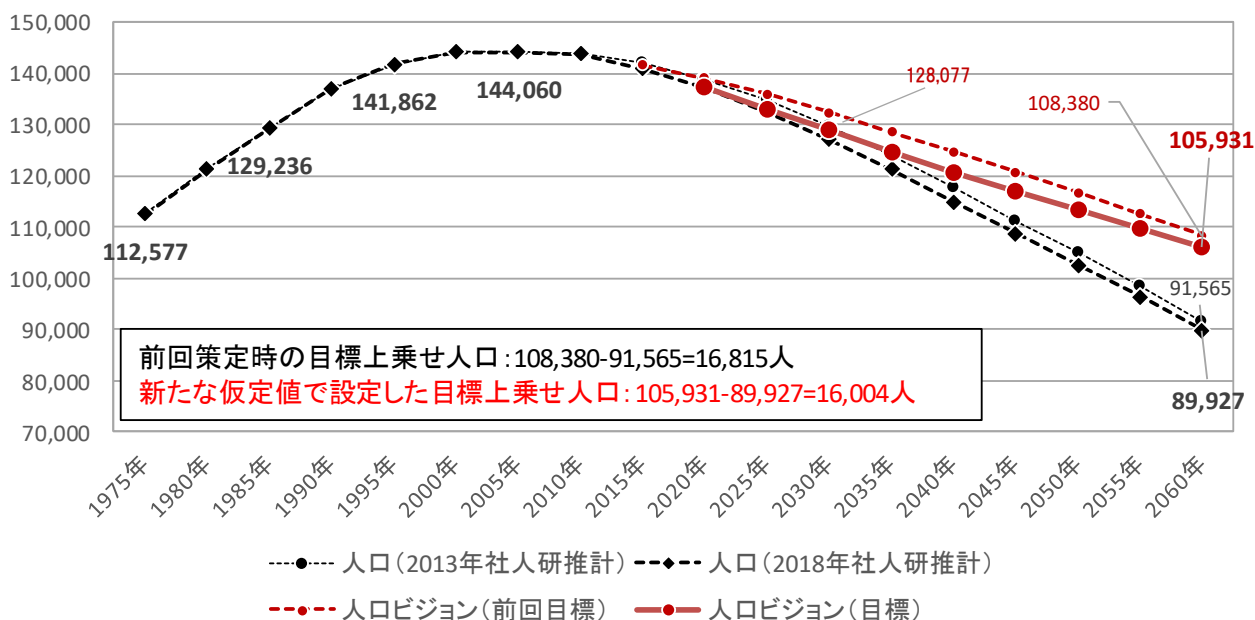
### (1) 将来目標人口

本市においては、本市の実情に即した人口の長期的展望と、人口減少の克服(抑制)に向けたより実効性の高い施策を立案・展開していくため、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を対象期間とする「第2期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定しました。

第9次土浦市総合計画の将来目標人口は、「第2期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に基づき、次のように設定します。

なお、「第2期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」においては、本市の将来人口は、国立社会保障人口問題研究所の平成30(2018)年推計を基本推計としつつ、目標年次(2060年)の人口を105,900人と想定しています。

(人) 「人口ビジョン」における人口の将来展望で設定した目標条件を踏まえた将来人口推計



資料：第2期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

第9次土浦市総合計画の目標年次である令和13(2031)年度の人口は、以下のようになります。

年/区分	2020年	2025年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	137,153人	133,126人	128,922人	128,077人	127,231人	126,385人	125,539人	124,694人	120,718人	117,056人	113,466人	109,768人	105,931人
年少人口	15,770人	14,793人	14,580人	14,640人	14,700人	14,760人	14,820人	14,880人	15,397人	15,683人	15,524人	15,013人	14,511人
人口比率	11.5%	11.1%	11.3%	11.4%	11.6%	11.7%	11.8%	11.9%	12.8%	13.4%	13.7%	13.7%	13.7%
生産年齢人口	80,748人	77,279人	73,460人	72,520人	71,580人	70,639人	69,699人	68,759人	63,333人	59,873人	57,769人	56,571人	55,387人
人口比率	58.9%	58.0%	57.0%	56.6%	56.3%	55.9%	55.5%	55.1%	52.5%	51.1%	50.9%	51.5%	52.3%
老年人口	40,636人	41,054人	40,883人	40,917人	40,951人	40,986人	41,020人	41,054人	41,988人	41,500人	40,173人	38,184人	36,033人
人口比率	29.6%	30.8%	31.7%	31.9%	32.2%	32.4%	32.7%	32.9%	34.8%	35.5%	35.4%	34.8%	34.0%

したがって、第9次土浦市総合計画の将来目標人口を「128,000人」と設定します。



## (2) 交流人口・関係人口の拡大

本市では、これまで県南地域の中心として、高い拠点性に支えられたまちづくりを進めてきましたが、本市を取り巻く社会環境等の変化により、本市における人口の社会移動の推移をみると、特に、20歳代後半から30歳代といった若い世代において転出超過の傾向が顕著な状況が継続しています。

そこで、今ある本市の強みを最大限に活用しながら、東京圏を始めとする流出先にはみられない個性ある魅力づくりを進め、市外からの来訪者である「交流人口」を拡大させる必要があります。

さらに、近年、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が若者を中心に増加しており、今後、地域づくりの担い手となることが期待されています。

このような「関係人口」の存在を認識し、こうした人たちの「地域に貢献したい」という想いを受け止めるとともに、継続的な関心や交流を通じ、様々な形で受け入れ、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供していくことが、「交流人口」の拡大とともに重要となります。

したがって、引き続き、本市の魅力あふれる「地域の宝」を戦略的かつ効果的に発信していくシティプロモーション活動に積極的に取り組み、本市の知名度を高めることで、「交流人口」及び「関係人口」を拡大し、本市への人口流入につなげます。

※現段階での素案となります。今後基本目標の策定の過程で加筆・修正を行っていきます。

### 第3節 土地利用の考え方【素案】

本市は、筑波山麓と霞ヶ浦に挟まれた地域であり、桜川等の複数の河川が流れています。また、水戸街道などの交通路が整備され、沿道に街が形成されるとともに、街を中心として近くには集落が分布し、土浦を形づくってきました。

このような本市の地勢や現況を踏まえ、基本構想を実現する空間として、土地利用の考え方を以下のように示します。

#### ○市街地ゾーン

古くから本市の核を形作ってきた各鉄道駅周辺に広がる市街地は、商業・業務・行政サービスなどの機能や先人から受け継いできた夢とロマンあふれる歴史・文化など、地域の宝が集積する地域です。

このゾーンでは、将来に渡ってこれらの機能を維持するとともに、市内各所との交通アクセスを良好に保ち、市民生活を支える都心として、また、市外からの来訪者を迎える玄関口として、更なる魅力あふれる市街地の形成を図ります。

#### ○集落環境ゾーン

本市の市街地ゾーン及び自然環境ゾーンを除く範囲は、広く、農地・集落・里山が分布する地域となっています。これらの地域には、工業団地などの産業拠点も分布し、市民が住まい、働く場所であり、かつ、身近な自然と触れ合える場となっています。

このゾーンでは、人口減少による集落の空洞化・過疎化を防ぐとともに、無秩序な土地利用の進行を防ぎ、自然と生活がほどよく両立し共存するゾーン形成を図ります。

#### ○自然環境ゾーン

本市には、筑波山麓、霞ヶ浦といった茨城県を代表する優れた自然資源が存在します。筑波山麓の緑豊かな自然は、美しい景観を有し、水源涵養・生態系維持などの機能を保持しています。また、霞ヶ浦の水辺環境は、生物の多様性を育み、市民が水と触れ合う機会を提供してくれます。

このゾーンでは、これらの優れた自然環境を守り、継承していくため、水質浄化等の環境保全活動の充実を図るとともに、自然を活用した交流機会の提供など、市民の生活を豊かにする取組を推進します。

### ◇都市軸

本市では、JR 常磐線、国道6号、常磐自動車道といった基幹的な交通ネットワークが、本市を南西から北東に貫く形で整備されており、市街地ゾーンもこれらの交通軸に沿って形成されています。

本市においては、この都市軸を基軸として、円滑な交通を実現する幹線道路網の整備や時代に合わせた公共交通サービスの充実を進めることで、各市街地ゾーンや周辺を結び、市民が暮らしやすく、地域が持続可能となる交通ネットワークを構築します。

### ◇自然軸

筑波山麓、霞ヶ浦の2つの自然資源とそれらの間に流れる桜川は、本市の自然環境を代表する要素であり、また、運動公園等の緑の拠点も周辺に分布するとともに、サイクリングロードも整備されています。

本市においては、この自然軸を基軸として、水・緑・生物の生態系のつながりを守るとともに、市民が自然を楽しみ、活用する活動をサポートする環境整備を図ります。

土地利用イメージ図(素案)

